

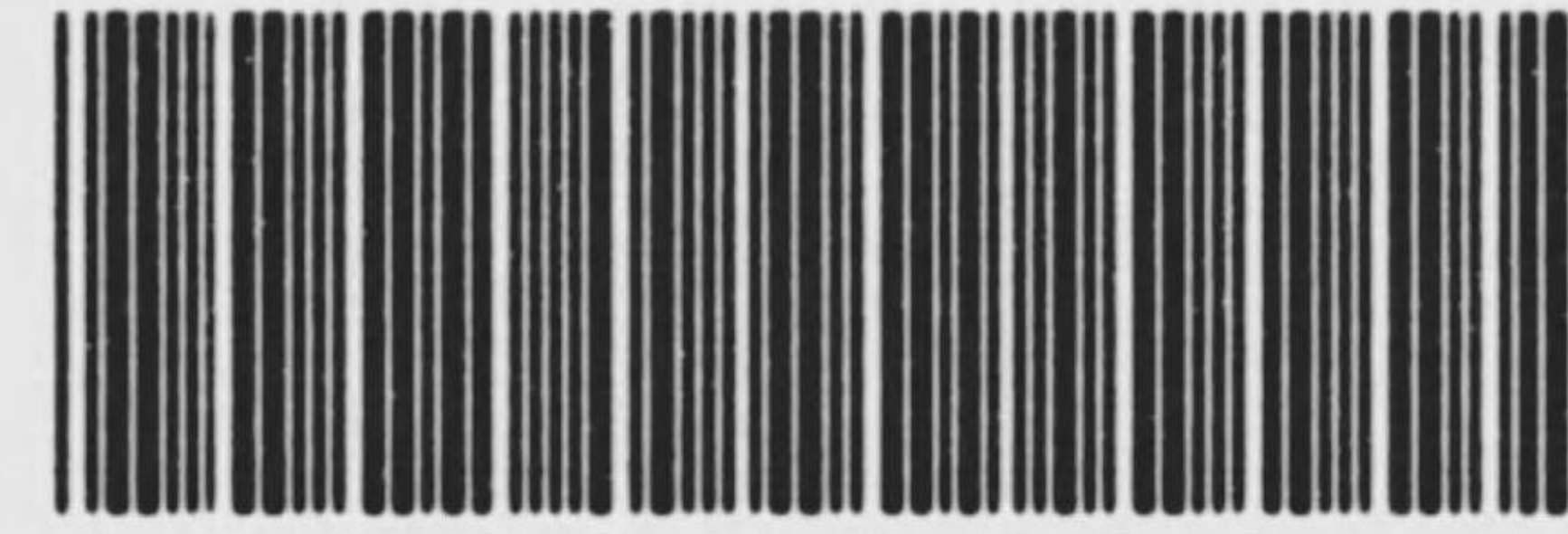
社会事业ライブラリー

369
N777

日本の社会事业

監人 日本社会事业協会

社会事业研究所



* 0039701000 *

0039701-000

369-N777ウ

日本の社会事业

日本社会事业協会社会事业研究所・編

日本社会事业協会

昭和22

AGI



社会事業

財団法人

日本社会事業協會

社会事業研究所



585

369

N777

369

N777

7

日本社会事業協會
本

1014
183

緒言

終戦後の日本社会事業の概況を知るための書物は全く見當らない。
本協會では昭和十四年九月発行の同名の書物で當時の日本の社会事業を概説した。
本書は終戦後の事情に従つて社会事業研究所員三野亮が書下したものである。短時日に執筆したため後日修正を要する點も出来るであらうが、一應日本の社会事業の現況を知る一資料ともなれば幸である。

昭和二十二年五月三十日

社会事業研究所

緒言

目次

緒言.....一

第一章 社會事業の意義.....九

第二章 社會事業實施の動機.....一〇

第三章 我が國社會事業の變遷.....二〇

 第一節 徳川以前の救濟事業.....二〇

 第二節 徳川時代の救濟事業.....二七

 第三節 明治以後の社會事業.....三三

 第四節 近時に於ける社會事業.....四一

第四章 近時に於ける社會事業の對象.....五一

 第一節 貧困の原因.....五一

 第二節 貧困の種類と貧困者の生活.....五九

 第三節 社會病源の主要なるもの.....六五

 一、結核.....六五

 二、乳兒死亡.....六九

 三、家族制度の封建性.....七〇

 四、犯罪.....六一

 五、戦争の影響.....六二

第五章 我が國社會事業の現況.....六六

 第一節 社會事業の統制並びに連絡.....六六

 一、社會事業行政.....六六

 二、社會事業の連絡.....七五

 三、養成機關.....七五

四、研究機關……………七九

第二節 生活保護事業……………八二

一、終戦後の生活保護問題……………八二

二、生活保護法……………八四

三、養老事業……………九二

四、行旅病人及び行旅死亡人の救護……………九二

五、罹災救助……………九三

六、盲聾啞者の保護……………九四

七、戦災者、引揚者の保護……………九六

八、浮浪者の保護……………九七

第三節 民生委員……………九九

民生委員令……………九九

第四節 住宅問題……………一〇一

一、終戦後の住宅問題……………一〇一

二、集合、バラツク生活……………一〇八

三、大邸宅開放措置……………一〇

第五節 福利事業……………一一三

一、公益質屋……………一一三

二、公益市場……………一一四

三、共同宿泊所……………一一五

四、公益浴場……………一一六

五、公設食堂……………一一七

六、授産施設……………一一八

第六節 保健並醫療保護事業……………一二九

一、一般救済事業……………一二九

二、保健所……………一三三

三、保健婦……………一三三

四、精神病……………一三五

五、結核.....二五

六、癩.....二七

七、花柳病.....三三

八、麻藥中毒.....三三

九、急性傳染病.....三三

十、トラホーム.....三六

第七節 社會教化事業.....三六

一、禁酒禁煙運動.....三七

二、廢娼運動.....三八

三、隣保事業.....四〇

四、釋放者猶豫者保護事業.....四二

第八節 兒童保護事業.....四二

一、兒童福祉の原理.....四三

二、乳幼兒の保護.....四六

三、保育所.....四六

四、兒童相談所.....四七

五、母子寮.....五一

六、産院.....五一

七、學童養護.....五一

八、兒童虐待防止.....五一

九、育兒院.....五一

十、精神薄弱兒.....五一

十一、戰災浮浪兒.....五一

十二、戰災孤兒.....五一

十三、少年の教護と保護.....五一

第九節 勞働保護事業.....五一

一、失業問題.....五一

二、社會保險.....五一

三、労働基準法……………一〇

第十節 海外よりの援助……………一〇二

一、ララ救援……………一〇二

二、衣料、食糧等の放出許可……………一〇三

三、米國赤十字社國際事業部の活動……………一〇四

四、G・H・Q公衆衛生福祉局の活動……………一〇六

日本の社會事業

第一章 社會事業の意義

社會事業の定義については我が國においても、海外斯業の學者の間でも未だ定説がないのであるが、一九二九年巴里で開催された第一回國際社會事業大會においては次の如く決定せられている。

「社會事業とは貧乏と疾病による困窮を救済し、個人及び家族の生活を常態に回復せしめ、又種々の社會的禍害を排除して、社會情況及び生活狀態を向上改善せんとするすべての事業である。」と定義され、また最近のオーグム教授の説では「各人の不平等な位置に對して、民主主義を効果的に實現するための組織、技術的及び方法を提供すべき民主主義政府の特殊な奉仕である。」と、いわれている。新らしい社會事業は民主主義社會の確立という政治目的と不可分の關係に立つものでなければならぬ。

この點について、ソヴェト・ロシアにおける社會事業は、社會主義議會の確立に不可欠な社會的文

化的施設としての機能を負うものであるし、アメリカにおける社会福祉事業も憲法の前文及び條項中に公共福祉の提供を實現する國家的奉仕活動の一環であることを述べている。

我が國において從來社会事業と稱せられてきたものは、その内容において多種多様で、嚴密な意味の社会事業と稱せられないものも含まれていたが、大體において貧困その他社会的弱者を救済輔導して其の生活を常態に返し、各種の社会的禍害を除去し、社会情況の改善、生活狀態の向上を圖るすべての事業を稱していた。これを實施する一般的な動機は、大體四つに分けて考えられる。

- 一 人間本能の同情心に基くもの
- 二 社会共同意識の確立によるもの
- 三 宗教的信仰心によるもの
- 四 行政的立場において行われるもの

第二章 社会事業實施の動機

一 人間の本能と社会事業

人間の本能には食欲本能、種族保存本能の外に、善悪本能、優越本能、道德本能、宗教本能、同情本能、復讐本能等がある。これらの中で最も社会事業に關係の深いものは同情本能で、自己が他人から同情を獲んとする希望を有すると同時に、他人の不幸、交難等に對して同情し、これを救おうとして能動的努力を示し、慈悲情懷を奏すものである。

日本においては特にこの自然發生の同情本能より他人の貧難不幸等を知つて、直ちにそく際的情を起し、而して之を救済せんとする行動によつて慈善救済事業が始められた。この同情心は文化の向上と共に貧者、孤獨者に對する救済は因より、兒童の虐待防止、少年労働の禁止、身體若くは精神缺陷者の保護等種々な社会的施設の原動力となつて現われている。

二 社会共同意識と社会事業

人間の社会共同生活の中には色々な形において生存競争が行われ、競争多數の事實が強く現われているのであるが、他方人類の文化が進み、印刷技術、交通通信機關等の発達に對して愈々人間相互の交渉が頻繁となり、理解も進み、惹いて家族間はもとより土地職業を異にする親戚間や人間相互の認識が深まつて、そこに社会人類の共同責任觀即ち共存共榮の觀念が育成せられてくる。そしてこの

第二章 社会事業實施の動機

觀念は、人間相互の間に智的協力となつて現われ、同情的一致の行動となる。

斯様にして人類の共同意識が明瞭となり、相互の幸福のためにより住みよき社會を建設することを目標とするに至つた。即ちこの社會では單に自己のみが幸福に生活出來ても他に不幸な生活を營む者が多數あるときにはそれは決して眞の幸福ではなく、従つて自己又は家族のみの幸福のため他を犠牲にすることを慎み、又他人の幸福を招來するためには相互に多少の犠牲を忍ぶ必要のあることを自覺するに至つた。かくて他の幸福は即ち我が喜びであり、他の不幸はやがて我が不幸であるというように人として、社會としての目的なり本領が明確にされるに至つた。而してその目的、本領を實現する意味において各人、各家族、各團體、各階級が社會的に連帯責任として行動することとなり、貧困者其他弱者の救済、婦人兒童の保護向上、保健衛生、犯罪者の取扱改善、社會教化等にまで擴大されるに至つた。即ちこれは社會連帯、公共福祉という民主主義的精神に發するものである。

三 宗教的立場と社會事業

概して宗教は人類を救ふこと、社會の重要部門としてゐるが、それは心靈の救いと共に肉體の救いでもある。

佛教に「所謂觀世音菩薩は大慈悲を以て衆生を濟度するを本誓とす」といふが、觀音の衆生濟度の本誓は實は釋尊によつて顯現され、三十三身の應化といふものは全く衆生濟度、人世救済を目的とするものであつて、今日の日本の社會事業の發見に發していることを感ずるのである。

佛教經典には隨所て衆生濟度の具體的な教義が説かれてゐる。經に菩薩行として知られてゐる六波羅密は檀那行と稱し、財又は法を人に施與する布施の行は則ち生死海を渡つて涅槃の彼岸に到達するの行法であると云われている。換言すれば衆生を救ふことには佛敎には必須のこととなつてゐるのである。古く、聖德太子が佛典に基いて四天王寺や觀音院制度を創設し給うと傳えられるのを始め、皇室が佛敎を信仰されて種々施業救済の施設を實行されたことは枚擧にいとまがない。これは現今にまで衣鉢が繼がれてゐるのであつて、現に多數社會事業施設の中には寺院又は宗教家の經營するものも多いのもまた周知の事實である。

これはひとり佛敎のみにとどまらず、多くの宗教が愛を説き善行をすることを重要視して來たことは明かだ、ことに明治以後の新しい社會事業はキリスト敎に發するものが多い。佛敎の救済の精神を繼承し、社會を救ける種々の社會

以上簡單ではあるが我が國において宗教的信仰の立場から社會事業の發見に發していることを感ずるのである。

事業が育成されたことが看取されるであろう。

四 行政的立場と社會事業

故遊澤子爵は在世中常に「論語にいう所の仁は今日の社會政策乃至社會事業であつて國民の生活を安定し其の福祉を増進することであるから、政を行う立場にある者の常に最も力を致すべきことである」と説いた。子爵は先に維新直後大藏省官吏として財政の衝に當つたが、後時世の趨嚮を洞察して野に下り各種産業を興し金融の大道を開き、晩年は特に社會政策的方面乃至社會事業的方面に盡力し九十二才で逝去されるその最後の瞬間迄よく新業に貢献されたことは定に敬服すべきことである。

孔子が、「もし博く民に施して能く衆を濟うあらば何如」と謂う可き乎。」と、尋ねられたのに對して、

「何ぞ仁を事とせん、必ずや聖平、堯しゆんもそれなおこれを病めり、夫れ仁者は、已れ立たんと欲して人を達す、能く近く醫を取るを仁のみちと謂う可きのみ。」と答えている。

また大學に、「國民貧になれば家を重んぜず法律を犯す、かような國民は法を以て威壓しても治められない。政治家が先づ民を富ます工夫から仕事にかゝるのは、凡ての不徳は貧窮から起るからであ

る。堯しゆんは刑法を廢にしたのではないが、その命令に從えば權利があり生活が樂になるから民は法を守つた。道徳は善政の原因であり、政治は即ち道徳を助ける」という意味のことを云つている。

中國の宋のろ陵の羅大經（字景輪）の著に「鶴林玉露」という書物がある。その一節に、「士大夫一日も此味（菜根の味）を知らざる可からず。百姓一日も此色あるべからず、今百姓に此色あるは正に士大夫の此味を知らざるによる。」とあつて、廟堂の上に立つて天下の政を執る人は一日と雖ども大根や菜葉の味を知らない様ではいけない。即ち苦勞の味を知り、能く辛苦に耐えるの氣概をもち、又それに同情する心がなければならぬ。そして人民には一日といえども生活の不安によつて菜葉の様な憂色にあらしめてはならない。民に菜色あるは廟堂に立つ政治家の政が行き届かない證據で、これは政治家が苦勞の味をよく噛みしめていないからだと言ふ意味のことを書き記している。誠に味うべき言葉であるが、よく民の疾苦に同情して政に調あらしめることは眞に自分が苦勞の味をかみしめてこそ始めて行われるのであると云えよう。

古來我が國の政治の重責に當つた人達がかような觀念と立場とを以て社會政策乃至社會事業を行つて來た實例は甚だ多いのであるが、中でも松平樂翁公の如きその最も偉大な一人であろう。公が始めて田沼執政の後を受けて徳川幕府執政の衝に當つたときの悲壯な心意氣は、公が深川の觀喜天に納め

た起請文に依つて充分に知ることが出来る。曰く、

「天明八年正月二日松平越中守義、奉懸一命心願仕候。當年米穀融通宜く格別之高直無之下々難儀不仕、安堵靜謐仕、並に金穀御融通宜く御威信御仁惠下々江行届き候様に越中守一命は勿論之事、妻子之一命にも奉懸候而必死に奉心願候事。」

右條々不相調下々困窮御威信御仁德不行届人々懈怠仕候儀に御座候はゞ只今之内に私死去仕候様に奉願候、生ながらへ候て中興の功出来不仕、汚名相流し候よりは只今の英功を養家の幸並に一時の忠に仕候へば死去仕候方反て忠孝に相叶ひ候儀と奉存候。右の仕合に付以御憐愍金穀融通下々不

及困窮御威信御仁惠行届中興全く成就之義偏に奉心願候」と、眞情測々として人を動かすものがある。即ちかくありてこそ幕府中興の業が成つたものと感嘆せしめられる。

この松平樂翁公の遺法であつた七分金によつて創設された東京市養育院に、院長として六十餘年間終始せられた故遊潭子爵は、これに左の如き感激の一文を付せられている。

「此誓文は松平定信公幕府の執政となられし後八ヶ月を経て天明八年正月二日本所吉祥院に記れる觀喜天に捧げられし密書の心願書なり、公薨去十數年の後寺僧これを發見せしも寺寶として秘藏せ

しを以て世人未だ會て此事ありしを知らざりしが、明治の始其寺の夢類と共に世にいでて今は公の後胤なる松平子爵の家寶となれるなり。」

抑も公は幕府の衰世に當りて出でて宰輔の職に就き一身以て中流の底柱となり幕府の危殆を極め能く中興の隆治を致せしは固より、天授の才識に因ると雖も、亦以て正心誠意不自欺の實學修養に職由せずむばあらず。今此文を讀みて當時を回想すれば、公の精神圖如として堵墨の間に溢れ人をして愕然として容を改めしむるものあり、而して我東京市養育院の興るも亦實に公が遠大なる遺法に基く所なれば此文に對して誠を推して敬重の意を表すれば自ら公在天の靈相感應するを覺ふ。乃ち恭しく一本を寫して之を本院の神位に充て以て永く公の遺徳を誼れざらしめんとす。明治四十四年五月十三日。」

實に松平樂翁公の如きは仁政を行い、今日の社會政策乃至は社會事業を實施したものである。次に近代の例としては濟世事業を擧げることが出来る。

笠井信一氏は大正五年岡山縣知事當時 大正天皇より赤子愛憫の御下問を拜して恐懼感激し、自ら心血をそゝいで研究熟慮を重ねた結果、民生委員制度のおこりともいふべき濟世顧問制度をたて、縣民の中の一人でも塗炭の苦しみを受ける者のないようにし、聖明に答え奉らんことを契うたのであ

つた。左の一文は氏が當時の感想をしたためたもので誠に胸底に迫るものがある。

「余は 明治天皇御在世中、岩手縣知事に勅任せられ、先帝の斯民を愛撫せらるゝ大御心の至大無邊なる事を、最も能く拜承して居つた。御製に、

縣守りこゝろにかけよしづがやのかまどの煙たつやたゝすや

あかたもる人に問ひたむ民草にかゝる惠の露はいかにと

地方長官たる自分は特に此の御製に感激し、常に心に銘じ、拳々服膺して敢て違はず、教育に實業に全力を以て民生の福利に力めた。

然るに大正五年五月十八日宮中において縣下の貧民状態に付、御下問を蒙り調査したるに、其の生活標準の立て方に依り員數の差甚しく、到底萬人の首肯する貧民數を知るべくもない。假りに那部に在りては縣稅戶數割賦課等級の最下級即ち一ヶ年平均六錢を負担するもの及び岡山市においては家賃一ヶ月一回三十錢以下の借家に居住する者を調査するに戶數二萬九千九百九十九戸、人口十萬三千七百十人と云ふ驚くべき數を發見した。而もその生活状態は悲慘實に云ふに忍びざるものあり又其の員數だけでも縣民の一割は極貧であることを示す。若夫れ子弟の教育費に苦しみ醫療費に差支へ家賃租稅に困難して居るものを調査したば幾何あるか思ひ半にも達せぬであらう。

余は、斯くの如き調査の結果を見て撫然たる久し。知事として一片の訓令や漠然たる勸奨で惠の露に縣民全部が潤ふて居ると思ふのは大なる自惚だ。縣民全體に及ぶべき徹底的方法を用ひざれば民草は慈雨に浴することは出来ないと思へなければならぬことを思ひ、實に責任の重大なるを痛感した。今上陛下が御下問を下し給へる大御心は、先帝御同様、民のかまどの煙いかにとの温情切なる御下問であると拜察し奉る次第である。然るに上御一人の御嘉納になるべき奉答を爲し能はざるは極めて遺憾である。今より後心血をそゞぎて考慮を重ね我縣より全然貧乏神を驅逐する方策を立てねばならぬ。貧民の状態其の儘を言上すべきは勿論であるが、之が具體的對策を立て上 聖明に奉答するが有司當然の心得であらねばならぬ。」

と、かくて大正六年五月岡山縣濟世顧問制度は生れたのである。之を要するに今後の社会事業の實施機は行政的立場から起ることが多い。而してそれはより科學的技的に計畫せられ實踐されるものと思考される。多くの社会問題の解決の道が、過去の日本ではすべて社会事業におしつけられ、個人的慈善心からこれを救済していた。今や民主主義理念の下に、各 格が尊重せられた結果、社会問題が凡ゆる面から起つてきた。その解決は社会政策の實施か、國家が、行政面から社会事業を行つて、國民の消費生活を指導するかの二つの方法しかないである

第三章 我が國社會事業の變遷

第一節 徳川以前の救濟事業

最近における我が國社會事業の發達が歐米諸先進國の文物制度の輸入に與つて力あつたことはいふ迄もないが、我が國歴史の各時代を通じ、皇室の御仁慈を樞軸とし、佛教その他の宗教思想の影響等により、我が國民性に基く隣保的救濟制度と施設とが存在した事實もまた否むことは出来ない。従つてその或るものは歐米の窺知すべからざる所であつて、最近我國社會制度の立案、又は新業の計畫に當つて、我が國古來の獨立的長所の活用に意を須いつゝあるは誠に當然のことといわねばならない。以下我が國社會事業の過去及び現在を瞥見するに當つて、これを徳川以前及び其後に大別し、徳川以後は適宜時期を劃して其梗概を述べることにする。

我が國の救濟事業中最も古くより發達し、且つ現今に傳えられているものゝ一つは罹災救助に關する施設で、就中備荒儲蓄制度を隨一に數えねばならない。そして該制度中、最も著しいものは屯倉、義倉、常平倉の三種である。

屯倉は最古の制度で、垂仁天皇が兵糧を蓄え、水旱に備えるためその二十七年來目邑に設けられたことにはじまる。次いで景行天皇もまた其五十七年に諸國に令して田部屯倉を設けられた。その後歷朝この例に倣つて諸國にこれを興し、安閑天皇の朝には二十六カ所を算し、推古天皇の朝には國毎に之を設置するに至つたが、この頃よりこの制度は漸次衰え、孝徳天皇の頃よりその跡を絶つに至つた。しかし、これに代るべき義倉の新制度が新たに興るに至つた。我が國で始めて此の制度を實施するに至つたのは、天智天皇の朝からであるが、法制上に現われたのは、文武天皇の治世における太寶令である。

義倉は田租の外戸粟を收めて窮民を賑救するのに備えたものであつて、所謂富を分つて貧を賑わすの情義に基いて義倉と稱した。即ち官民の間に一定の規定を設けて、年々の收穫中よりその幾分を貯蓄し、平生は請うものに薄利でその貯蓄を貸付け、且つ年々貯蓄を増殖し、凶年には悉くこれを出して饑民を賑救するものであつた。義倉の蓄積法は一般庶民を一位以下九等に分ち、これに總て戸粟を收めさせ、「各戸共同主義の蓄積制度」を採用したのであるが、其後慶雲三年に勅して、義倉の本旨は窮民に給與するのであるから、貧しき者から物を取つて貧しき家に給するのは不合理である。故にその

後は中戸以上の物を取つて義倉となし必ず窮乏に備え他に用いることの無い様にしたのである。茲に従来の制度は一變して貧戸免除主義の蓄積制度となつた。その後この蓄積の方法は時代により多少の改變が行われたが、降つて嵯峨天皇の時、五位以上の未納者が續出したためこれ等の者に對しては將來封祿を留めてこれを懲すこととした。これを「封祿義倉」の制と稱した。越えて 仁明天皇の承和十年には義倉の貯穀を悲田院に流用することとなり、更に 醍醐天皇の御代には延喜式によつて各戸の等級を改正し、國司が賑救するときには貧困の程度を充分に考慮した上で、要救護者の事情に應じて一斛以下一斗以上を班給し、これを給用する場合一年間を保つ數を超ゆることを得ないこととしそれ以上必要のある時は勅裁を仰がなければならぬこととなり、義倉の給與制度に一定の制限が加えられるに至つた。

義倉制度と相並んで、常平倉の制度がある。これは米穀を安價の時に買上げて米價の下落を防ぎ、高價の時にこれを賣却して暴騰を防いだいわゆる糶糶制度であつて、年々豊凶にしたがつて糶糶をし、米價の高低を常に平均せしめ、同時に凶饉に備える目的の下に設けられたものである。我が國で始めてこれを設けたのは、淳仁天皇の御宇で、當時 天皇は諸國が糧食缺乏のため飢寒に苦しんでいたので京師にこれを創設せられた。爾來此の制度も多少の變遷を経て 陽成天皇の朝に及んだ。

然るに以上の諸制度は天慶の亂以來漸次稱廢し、徳川時代に至るまで殆んど見るべき施設がなかつた。徳川時代においては幕府として何等統一した制度をもたなかつた。幕末に至り中井竹山、佐藤一齊等の硯學は揃つて義倉制度の復興を論じ、窮乏亂民の防止を建言したが容れられなかつた。しかし各藩においては區々に備荒制度を定むるものがあつた。而してこれ等諸藩の中岡山藩の社倉、水戸藩の稗倉、肥後藩の糶倉、米澤藩の備荒倉、薩摩藩の常平倉を初め、松平定信が江戸に糶倉を設けた事等は特に有名である。現行罹災救助基金法の前法たる備荒貯蓄法（明治十三年）はこれ等義倉制度にその理想を胚胎するもので、更に最近に至り、東北地方の冷害による凶作を契機として、昭和九年内務省社會局が東北六縣に郷倉を復活せしめたことは、此の間の事情と照映して誠に興味ある事柄である。

窮民の直接救助に關する制度施設も遠く上世期において既に盛大なるものがあつた。即ち佛教が始めて我が國に渡來し、その精神に基き窮民賑救の事業が大いに起り、殊に皇室は先んじて佛教を崇信し給うに及んで斯業に關する施設も興隆の勢を呈するに至つた。推古天皇の朝において、攝政、聖德太子が深く佛教を信仰し給ひ、難波に四天王寺を建立し、敬田、療病、施藥、悲田の四箇院を構えさせられた事は廣く傳えられるところである。施藥院は藥物を調製し、普く之を施與し、療病院は一

切の男女無縁の病者を寄宿し療養せしむる所謂醫療保護施設であつた。又悲田院はくわん寡孤獨の貧困者及び無頼の徒を住わせこれを救養するものであつて、現在の一般收容保護制度と同様のもので、收容者中強壯な者は四院の雜事に使役せしめた。これは強制勞役の制度とも考えられる。敬田院は救濟施設ではなく斷惡修善の菩提所として専ら士民の教化に關する施設であつた。

貧困者の救濟に關する法制として世に出た最初のもは大寶令の戸令であろう。即ち同令に「凡そくわん寡孤獨貧窮老廢自存する能わざる者は近親をして收養せしむ。若し近親なければ坊里に付して安恤す。」とあるは、一般救貧行政であり、「如し在路病患自ら勝えざる者は當界郡司收めて村里に付して安養し、仍ほ醫療を加え並に所由を訊問し具さに貫屬及患損の日を注し前所に移送せよ。」とあるは、行路病者保護に關する制度である。又「凡そ水旱災蝗に遭ひ不熟の處糧少く應に賑給すべきものは國郡司實を檢し豫め太政官に申し奏聞せよ」とあるは罹災救助制度であり、「京畿間の百姓病人を棄つること宜しく令に下知して禁制を加うべし。」とあるは、疾病者を刑律的に保護した制度といふことが出来る。

其後 聖武天皇の朝に至つて佛教は益々旺盛を極め、天皇は深く佛法に歸依し給ひ、皇后光明子は施藥院を置き、又藥草を諸國に課して病者を救濟された。

降つて 淳仁天皇は民苦を問ひ、貧困なる病者を恤み、飢寒を救われ、淳和天皇も又詔して普く窮民を恤救せられたが、正子内親王は御心を三寶に懸け、慈悲心殊に深く、特に左右京において遺棄された孤兒に乳母を取つてこれを養育し、又嵯峨の舊宮を寺に改めて大覺寺と名付け、その側に願舎を建て齊治院と名づけ此處に僧尼の病者を收容して療養せられた。

斯くの如く皇室において崇敬せられた佛教の理想は百般の政治に浸潤し、仁慈に根元する救濟事業は年を遡うて多きを加えた。このようにして寛平年間に至り、左右看督近衛等の中央の役人に毎旬施藥院や東西悲田院を定期的に巡檢させ、漏救者のある場合は直に院の役人を責められた。又之より前、清和天皇の貞觀年間には、特に京中で嬰兒を街上に棄てる風習が頻繁になつたので、これは政治の宜しきを得ない事と人情の頽廢したためであるとなし、檢非違使にこれを督責せしめ、棄兒を發見した時は施藥院に送つて養育させる等、一般救濟行政及び兒童保護行政に對する中央の監督は甚だ嚴格となつた。

然るに藤原氏が政權を掌握すると、莊園が國內に交錯して、國政はややもすれば下に普及せず、特にその末葉同氏の權勢が漸く衰えるに至つて民政は弛緩し、民の疾苦をかえりみる所がなかつた。この時に當り空也上人が全國を行脚して道路の開修、橋梁の架設、井水の開さく等を初め、寺宇の經營、

主な死骸の處理に當り、或は民風の教化に努め、又僧春朝が自ら圍圍に投じて法を囚人に説き、僧侶救護事業の先驅をなした事等は、その著名なものであろう。

源平の戦亂を経て、鎌倉時代に入つてからは、特に北條時頼が矯風に力を用い、又時宗が貧民に對する醫療救護施設を設けたことは特筆すべきものがある。

この時代を通じて斯業に最も偉大な功績を遺したものは鎌倉極樂寺の忍性菩薩である。忍性は慈悲の念極めて深く、貧民のため療病舎を桑谷に設け、日々病者を訪問して看護に従事し、前後二十年に亘つて患者數四萬六千八百人の多數に及び、當時の人々は忍性を呼んで醫王如來といつた。忍性の生活は極めて儉素であつて、絹布を身に纏つたこともなく、寺院の収入は悉くこれを囚人に與え、貧困者に給した。また盲者を助け、棄兒は私財を投じて養育した。その他、彼の仁愛は牛馬にも及び特に厩を作つて病馬を收容してこれを療養した事は、所謂動物愛護の思想を既に六百餘年前に實踐したもので、古今東西を通じてその類が稀である。忍性の事業はこれを擧げてゆくと限りがないが、彼が諸國に橋梁を架し、浴室、療病舎その他を設けた事實をみても、如何に救濟事業に力を盡したかが推察される。

足利時代に至つては多く擾亂の中に終始し、且つ將軍の専横に倣つて武人の奢勢が甚しかつたため

茲に收斂苛酷の逆政が出現し、上下の窮乏は最も甚しく、士民の負債は年を遂うて増高し、屢々「徳政」を幕吏に強制するようになった。徳政とは元來臨機酌量の救恤行政であつたが、義政の時代に至つて全く悪性のモラトリアムと化した。一度は徳政の令を發し貝を吹き鐘を敲いてこれを報ずると、忽ち貸借關係は消滅し、貸主は損失を蒙り、借主は利得をなすという矛盾した現象を呈した。これは恰も窮民が公費の救助を當局に強要すること、このため、上下の財政的困窮は愈々甚しいものがあつた。

第二節 徳川時代の救濟事業

徳川時代に至り幕府は屢々仁政と稱して賑恤救濟を行つた事實があるが、所謂臨機酌量の政略主義の行政と目せられるものが少くない。従つて、當時における救濟制度及び施設として系統的なものは認められないが、以下、其の著名なる二三のものに就いて述べてみよう。

幕府は將軍家又は近き縁故者が年忌等の佛事を營む際には、江戸府の内外における非人乞食の徒に對し、其の佛事の輕重大小に應じて米二百俵乃至五百俵を恤給する恒例があつたが、一般窮民救助の施設として設けられたものは教育所及び町會所であつた。

教育所は家齊の時、松平定信が出て閣老となつてから寛政二年人足寄場（出獄人保護場）の設立と同時に深川に設けたもので、たよりなき無告の窮民を收容し、かねて救済事業の一部に充てたのである。

町會所は定信が寛政三年、天明の大凶靚に鑑み、江戸の町法を改正して町費の節減を圖り、窮民救助の實を擧げるため設立したもので、所謂七步積金制度の創始に當る。即ちこの制度は町費を節約して得た金額の中、二歩を地主の増手取金とし、一步を町入用の豫備費に充て、残り七分を以て町内永續の團契と積金となして凶荒不時の用に備え、若くは貧民孤兒の救済費に充當する組織である。かくして得た最初の寛政四年における節約金は三萬七千兩でその七步金は二萬五千九百兩であつたが、爾來約八十年間年々實施せられ、明治七年東京市に引續がれた時は百七十萬兩の巨額に達していた。この積立金は東京府廳、兩國橋その他四大橋、瓦斯燈、街燈、共同墓地の設立等の公共事業に使用され多數市民に廣大な恩恵を與えたのであるが、窮民救助の一方法として設けられた東京市養育院は、現在も尙東京都養育院として遺憾なく繼承されている。

更に幕府は定信の献策に依つて窮民救助に關する法令を發布し、寄り邊のない老衰者、孤獨な幼者若年であつても貧賤で長患いのため生活する事の出來ぬ者等に對しては家主から其の町の名主の捺印

もた書付を以て提出れば七步積金の内から夫々手當を給與した。

この幕府の窮民救助に關する法令は、當時においても水滸民救助には動かす心を用いたが、加賀藩主前田綱紀が赤十字會の創設の始は、救済事業の一種である。

徳川時代における救済事業の歴史として見るべきものは、「清の朝」と、「養生所」とを擧げる事が出来る。

清の朝は貞享四年に設けられた一種の刑務で、逆罪以下の囚人中重病者、行旅病人及び無宿の狂人に對する救済並びに無宿の輕罪者及び處刑済者の一時救護等をする場所であつて、幕府監督の下に非人職師之を管理した。

養生所は吉原の創設にかゝる貧民病院であつて、小石川御藥園（現在の小石川植物園）に設けられた。町所は町奉行の管下に屬し、享保七年江戸市中における極貧若くは獨身の病者で自ら醫藥を求めざる事の出來ない者を收容して救済事業を開始した。その他運送の流行することと窮民に對して一定の救済をすると共に、救済をなし、あるいは簡易な療治と處方とを一統に指示して公衆衛生に力を注いだ。

この清の朝と人足寄場は、凶凶や逆罪刑の徒に對する二種の刑罰施設であると同時に、強制的

如し、さるに依つて病をば助け合ひ貧民をば救ひ合ひ口舌争論をなだめ合ひ悪事は謝み合えば自ら仲よく睦しかるべし。」とあるのは、隣保相扶の情誼を遺憾なく發揮したもので、又一「衆力功をなす時は塵積りて丘となる。一村志を運び、力を合せ、少しづつの餘資を集め、貧者萬分の一の苦を濟うとならば、身にはかりそめの事にして彼には廣大の慈惠なるべし。」と、あるのにも見ても、此の施設が村民の相互扶助を目的とし、共同組合の精神によつて立つてゐる、一種の共済組合であることは疑うべくもない。

佐藤信淵に至つては、「療病館」「慈育館」「遊兒廠」「教育所」を始め、一般慈善事業に對して獨創的な意見を開陳するところがあつた。療病館は今日の麻痺病院であつて、細民の病者を收容して家族の就業に便を興える事をその眼目とした。慈育館は今日の育兒院に相當し、一萬石の領地には凡そ三カ所と定め、その精進は數棟の家族會で、一棟に七、八人乃至十人の嬰兒を收容し、これを牛乳、細末にした山慈姑水飴とで調製したるものを興えて保育し、更にこの地の嬰兒が四五才に達すればこれを遊兒廠に送る事とした。遊兒廠は今日の保育所で、信淵の案に依れば一萬石の領地内には凡そ二十カ所を設立せんとするものであつた。養育所は千石許りの土地に一カ所ずつ設け、村内の貧民中其の子を養育することの出来ぬ者を見ればこれを養育所に送り、疾病者は療病館に送らし、又老人廢疾者或いは

くわん寡孤獨、火災水難等で困窮する者があれば、廣濟館に通達して、米穀金錢その他必要品を興えてこれを救濟させた。その上、教育所は進んで村内の兒童に算算及尺蠲の素讀を教え、成績優秀な者はこれを小學校に送つて更に學業を修めさせ、その他の兒童には成長するに従つて各自の好む業に就かしめるように計畫したのである。

然るにこの信淵の意見も當時は多く實施せられなかつた。

第三節 明治以後の社会事業

我が國の社会事業は叙上のごとく皇室の御仁慈を基とし、隣保相愛の情誼に則つて發達して來たのであるが、特に明治以後において異常な發達を遂げた原因は第一に社会事業の推移に對應せねばならなかつたこと。第二に社会事業の對象の究明が必要であつたこと。第三に人的要素の充實があつたことによるものと思料される。

一 社会事業の推移に依る發達

明治以後の社会事業は、天皇御親政の下社会事業の推移に伴ひ之に對應して振興し、世相の調和と

國民の福祉増進に貢献して来たのであるが、其の社会事業の發達を促した社会事業は、之を二つに分
類することが出来る。即ち一は天災地災であり、他の一は社会経済事情の變動である。

先ず天災地災の主なるものを挙げれば、明治二十四年十月美濃尾張を中心に中部日本を襲つた大震
火災であつて、現存せる我が國育兒事業中此天災によつて保護者を失つた不幸な孤兒を收容育成する
ために志士仁人によつて設置されたものが少くない。

次いで明治二十九年八月三陸地方を襲つた大地震及び大海嘯は東北地方一帯に亘つて惨禍を逞しう
したのであるが、之を模倣として各地に多数の育兒院が設けられ、又は従來のものが擴張されて育兒
事業が一大躍進を遂げた。

更に我々の記憶に新大正十二年の東京横濱を中心とする關東大震火災は、巨萬の財産を灰塵に歸
し、數萬の人命を犠牲にしたのであるが、この罹災者を対象として孤兒養老救済事業の外國保事業並
住宅供給事業等が飛躍的に進展した。浴屋會、啓成社、大塚方面會、同濟會を初めとして、東京に現
存する代表的社会事業施設は此時に創設されたものが少くないのであつて、その後も各地に起つた大
震災その他の災害によつて、その數はそれ以上の地方に社会事業の普及又は擴張されたことはここに
説明を要しないところである。

次に社会経済事情の變動に依る發達を考察すると、明治維新は長期に亘つて調致せられた封建制度
を一掃して、開國通商を前提に、欧米の産業革命の文物を輸入し、遂に我が國資本主義發達の基
礎を築き上げた。各種産業の興隆は數百年間漸進的になつた我が國人口に大増進を成し、こ
れが原因結果となつて更に社会的經濟事情は變遷することとなり、産業は發達し、資本は膨張し、國
富は増大して、全般的に文化の伸張を遂げたのであるが、激甚なる自由競争の條件は反面優勝劣敗を
顯著ならしめ、貧富の懸隔も又漸次著しくなり、貧富の差は増大したのである。ここにおいてか勞
資の對立を生じ、恩賜階級の地位を見るに至つた。この傾向は日清、日露の兩戰役を機軸とし、特に
世界大戰後における産業勃興に際して所謂社会問題として著しく現われたので政府當局及び民間
者の間に漸々其対策を實施せられることとなり、日露戰後病んで醫藥の給せない無告の病民が急々増
加した實情に對照して、恩賜階級生會が設立せられた。世界大戰後の經濟的好況の影響は著しく物
價の暴騰を招來して國民生活を脅すに至り、かの米騒動の如き不祥事の勃發を見るに至つた。従つて
漸く世情に對照して無業者の生活安定を目的とする日用品の廉賣、住宅供給、公益賣場、公費市場、
公費食堂、職業紹介事業、推進事業等の經濟的保護事業が勃然勃興するに至つたのは吾人の記憶に新
であるところである。その後文化の進歩に伴ひ産業發達の果も亦急々至つたので、實業階級の

國民精神作興運動が提唱され、又各種環境の弊害を被つて少年少女の不良化が漸く多くなる實情に鑑み、これ等の感化補習のための少年救護事業の整備促進を見るに至つた。更に激甚な生活職難における無産大衆の増加に随伴して漸く婦人及び兒童の職業問題が世の注意を惹くこととなつて、婦人及び兒童の保護事業が進展を遂げた。

二 社会事業の對象究明に依る發達

往時においては要保護者である限り病人も健康者も又老人も子供も慈善という意味において同一施設に收容され、略ぼ同様の取扱を受けていたことは、東西其外を一にするものといえよう。従つて犯罪者の如きも重罪犯人と輕罪犯人、或いは累犯者と初犯者とが、總て同一収容所において、刑罰こそ違ふと同様な處遇を受けたものである。

然るに要保護者の取扱ひに當りまた在監者を教化する者として、その經驗と學理とは之を從來の如く一律に取扱ふことの不可なる事情を明瞭にした。よつて病人、子供、老人等、年令、健康及び精神狀態の相違に基いて施設を異にし、その取扱ひを區別するに至り、また在監者についても各人各様の處遇と適用せられることとなつた。即ち科學的處遇これである。

左に我が國における如上の實例として、東京市養育院を摘述として分科成育された施設、及び刑罰所を兼施として發達した社会事業進展の經過を検討して見よう。

東京市養育院におけるもの。

東京市養育院が、東京市内の浮浪者をつかり集めて、これを收容保護した初期においては、保護收容者の中には、老人あり、兒童あり、病人あり、また不具者もあるという實情であつた。

併かも、その病人中には結核患者も癩患者も混じつてゐる有様で、兒童の中には普通の貧困兒に交つて、虚弱兒若くは、不良化した者もあり、老人中にも氣力の乏しい者、氣荒な者等が、一つ所に收容されているという實情であつた。これが處遇方法として適當でない事は當然であつて、漸次當事者の間に對策が考究された結果、先づ以つて病人を收容治療する病院が設けられ、同じ病人でも傳染病患者は區別して取扱われることになつた。特に浮浪者に多い癩患者の取扱ひについては、非常に困難を感じた。

癩患者については、病氣の性質が取扱者に非常な困難を感じしめただけでなく、癩は傳染病なりとの學說によつて、院長淺澤子爵始め養育院關係者は、政府當局に陳情し、遂に癩病防止の制定となり、獨立した養育所が設置される運びとなつた。次いで兒童が分離され、子供のみの保護所が設けら

れるに至つた。

然るに收容児童中には浮浪性その他、不良性の深刻した者も少くなく、家庭上困難が伴うばかりでなく、他の児童に及ぼす悪影響も甚だ多いので、不良児童のみを收容して教育訓練する施設が分離施設された。

なお收容児童中には病児、遺棄児などが少からずあつたので、これ等の児童に対しては取扱い一般の子供達とは區別し、同時に特別の注意もしなければならぬので、常に遺棄児のみを対象とする海濱保護所が設けられた。

刑務所を兼地とするもの。

明治の初期における行刑が、依然として徳川時代の舊態を墨守して居たことはいふまでもなく、在監者の取扱いについても、罪の重軽や犯罪者の年齢、及び精神上、身體上の事情の相違に基く、處遇の區別などは、殆んど考慮されなかつたであつた。

重要事項についてはなかなか實際な取扱いであつたことは、いふ所の國でも同様であつて、我が國に於ては當時の刑務官は、刑務官としての職務を遂行するに専ら心を注いで居たのであつた。

この點、明治の初期の刑務官の職務は、刑務官としての職務であつた。尚ほ、刑務官の職務は、刑務官としての職務であつた。

り、これ等不逞の徒の改過訓練に努めたが、その努力に比して酬られるところは甚だ少なかつた。併し、彼等はこれを極く前に、その囚徒達がたゞ思惑と恐れられるようになったかに思ひを馳せ、具さにその原因を探求するに至つて、囚徒の改過訓練に盡すことが決して無益でないことを知ると共に更に同じ経路を辿つて兇徒の群に陥りうる第二、第三の囚徒の多數ある事實を知つて、百尺竿頭一歩を進め、犯罪を未然に防止するため、社會改善の諸施設を設ける必要を痛感した。しかも彼等は犯罪の多くが貧困に原因し、無智に由來する事を知つて、貧困救濟事業、環境改善事業の進展について、真剣に思ひを馳らした。

彼等はまた、犯罪の多くが幼少年期において、父母の慈愛に恵まれず、却つて冷遇せられたために感情は歪曲せられ、反社會性の強い性格となつて不逞を企てるに至つた事實を知つて、児童に慈愛を注ぎ、心身の正常な發達を遂げしめる社會立法乃至社會事業が施行されねばならぬ理由を知悉した。また居は氣を移すとの偉大な事實を囚徒の上に實踐して、住宅改良、環境改善事業の必要をも痛感した。更に犯罪を双葉の中に刈り取るべく、少年犯罪者、又は犯罪の俟れある少年者の保護改善事業の普及徹底に意を注いだ。

斯くて彼等は非常な抱負と自信に滿ち、相續して中大に働き、或者は自ら刑務官に就任する事をも遂げ

しつゝ、感化改良に、児童虐待防止に、住宅改良に、貧民の研究に力を盡し、或者は不良少年感化事業を興すと共に、政府に接近して各種社会事業の發達に盡力した。また或者は我が国社会事業の指導者として各地を巡遊し、親しく社会施設の計畫經營を指導し、或いは社会事業従事者の養成に當り、その他社会改良の方途を當局に献策しその實施を促進するところがあつた。亦或者は教育界に、或者は實業界に身を投じて、側面から社会事業の進展に貢献する等、明治、大正、昭和の社会事業の普及發達に寄與するところが誠に大なるものがあつた。

一三 人的要素による發達

叙上のごとく我が国における社会事業の普及發達は社会的弱者の惨状を看過するに忍びずとして、慨然起つて彼等の保護救済に貢献し、或いは、社会事業の先驅者として畢生の努力を捧げる志士仁人が續々と各地に出現し、我が国社会事業の發達に資せる功績は益し夥なからざるものがあつた。

惟うに、あらゆる施設事業の成否は人にある。特に社会事業部門においては、博愛共存の精神的要素と、物質的慾望を制禦する人格的素質とを最も多分に必要とするので、之に適當な人物の必要缺くべからざることとは説明する迄もない。幸にも我國民性には仁義犧牲の傳統が貫流しているので、社会的弱者を保護救済する社会事業界は傑出せる人物によつて幾多の私設事業が創設經營せられ、それ等の發展を遂げた。而して社会事業の進歩に注目し、或いは經驗上對象の合理的な取扱方法を究明して、之を實行に移すため、職身的奉仕を捧げた感激の實例は甚だ多いのである。殊に社会事業の第一線において、社会的弱者の個別保護と、環境の改善等に著しい活動を行い、同時に公私社会事業の推進力となつて新業の全面的發展に貢献している民生委員は我が国社会事業の人的要素の重要な一つの現れである。

第四章 近時に於ける社会事業

一 積極的發達

近代社会事業における特色の一は、著しく積極的な發達を示しつゝあることである。

これを社会事業の全分野に亘つて通關すれば、従来の貧困者を救済し、不良少年又は釋放者を感化感導する事後的な事業よりも、事前の防食的色彩を帯べる住宅供給、簡易宿泊所、公益市場、公設浴場、公設食堂、公益買屋等、経済保護事業と稱せられるもの、若くは職業紹介、職業指導、授産等所謂労働保護事業に屬するものが、著しく増加發達を遂げつゝあることが目立つ。而してまたより多く、

情に、社会事業の組織的な発展は前項に述べた分科的発展と相表裏する事柄で、分科的専門の発展にはどうしても此間の組織が伴わねば全きを期するを得ないものである。

昭和十三年七月より社会事業法が實施せられ、生活保護法、公益實業法等一環的な社会立法と相俟つて、各種社会施設に設立の基準と事業内容及び運用方法等につき、積極的な規制が設けられたのは國家の意志としての法令による社会事業の組織化を示し、又厚生省初め地方の官公署において、法令に基き社会事業施設の指導監督を充分にすることとなつたのは、國家機關が進んでこの組織的發展に力を用うるものである。

各社会事業施設は、一方に分科的精神を發揮すると共に、他方においては夫々の組織を整備し、同種事業間は勿論、異種事業間の連絡提携に留意し、これがための協議、研究、見學等を漸次盛に行うこととなつたが、これはまさしく施設自體の組織化運動である。而して進んで中央地方の社会事業協會其他の連絡機關が發達し、其機關を以て社会事業の組織的發展を専門的に取扱うことになつた。然るに近時民生事業が著しく發達して生活保護等と、施設との間の關係を組織化し、更に民生委員と施設との間、ならびに施設相互間の連絡機關を相互に樹立するに至り、社会事業全體の組織化的な傾向に自由な人的結合を出入することとなつた。

三 公的社會事業の發達

社会事業は慈善として任意に經營せられてきた時代においては、それは、未だ個人的存在の域を脱し得なかつたのであるが、近時漸く社会的にその必要が認められることとなり、茲に社会立法の制定と、國家公的機關の施設經營とが進展することとなつた。即ち施設に關する一般施設の如き明治時代においては任意的慈善に過ぎなかつたが、近年は法律的背景の下に實施せられ、生活保護乃至職業紹介、其他各種保障の施設についても其の多くは法的機關として經營せられ、然らざるものもまた公的機關の行政の手段として進行せられるものが著しく増加している。

左に示す如く社会立法の制定は洵に目覚しく、又全國社会事業の施設数は最近一萬有餘に達し、これを二十年前の四千餘に比すれば二倍半の増加となつてゐる。其中公設事業の増加は私設事業の増加に比し更に十倍近くに上る實情である。

社會事業關係法規 (昭和二十二年六月現行)

法 律 名	公布年月日	施行年月日
北海道舊土人保護法	明治 三三、三、二	明治 三二、四、一
罹災救助基金法	三三、三、三	三二、七、一
痲瘋病人及行旅死亡人取扱法	三二、三、二八	三二、七、一
水難救護法	三二、三、二九	三二、八、四
未成年者喫煙禁止法	三三、三、七	三三、四、一
精神病者監護法	三三、三、一〇	三三、七、一
娼妓取締規則	三三、一、一	
續 業 法	三八、三、八	三八、七、一
癩瘡防治法	四〇、三、一九	四二、四、一
沖繩縣罹災救助基金法		

簡易生命保險法	大正 五、七、一〇	大正 五、一〇、一
健夫勞務扶助規則	五、八、三	五、九、一
精神病院法	八、三、二七	八、八、一〇
結核療養法	八、三、二七	八、一、一
トランプ入場防止法	八、三、二七	八、九、一
職業紹介法	一〇、四、九	一〇、七、一
住宅組合法	一〇、四、二二	一〇、七、一〇
未成年者飲酒禁止法	一一、三、三〇	一一、四、一
船員職業紹介法	一一、四、一一	一一、二、一
矯正院法	一一、四、二七	一一、二、一
少年法	一一、四、二七	一一、二、一
健康保險法	一一、四、三三	一一、五、七、一
郵便年金法	一五、三、三〇	一五、一〇、一

木質住宅地味改良法	昭和	二、三、三〇	昭和	二、七、一五
養蚕奨励法	昭和	二、三、三一	昭和	二、八、一
花柳病預防法	昭和	二、四、一五	昭和	三、九、一
麻痺病預防法	昭和	五、五、一五	昭和	六、一、一
國庫積立金及退職手當法	昭和	一、一、六、三	昭和	二、二、一、一
國庫積立金及退職手當法	昭和	一、三、四、一	昭和	一、三、七、一
飲食衛生法	昭和	一、三、四、一	昭和	一、三、七、一
労働者保護法	昭和	一、〇、一、一、一、三、一	昭和	二、一、三、一
生活保護法	昭和	二、二、九、七	昭和	二、一、〇、一
(民衆衛生令)	昭和	二、二、九、一、二	昭和	二、一、〇、一
労働者保護法	昭和	二、三、四、五	昭和	二、一、〇、一

昭和二十二年六月現行するも將來廢止となるもの

法 律 名	公布年月日	施行年月日
工場法	明治 四四、三、二九	大正 五、九、一
工業労働者最低年令法	大正 一二、三、三〇	大正 一五、七、一
労働者災害扶助法	昭和 六、四、二	昭和 七、一、一
労働者災害扶助責任保險法	昭和 六、四、二	昭和 七、一、一
商店法	一三、三、二六	一三、一〇、一
兒童虐待防止法	八、四、一	八、一〇、一
少年保護法	八、五、五	九、一〇、一〇

昭和二十二年六月現行するも將來廢止となるもの

昭和二十二年六月現行するも將來廢止となるもの

廢止となつたもの

法律名	公布年月日	廢止年月日
北海道罹災救助基金法	明治 三八、三、一	昭和 二二、三、三〇
傷兵院法	〃 三九、四、七	昭和 二〇、一〇、一五
軍事扶助法	大正 六、七、二〇	〃 二二、九、三〇
救護法	昭和 四、四、二	〃 二二、九、三〇
入營者職業保障法	〃 六、四、二	〃 二〇、一〇、一五
朝鮮癩豫防法	〃 一〇、四、二〇	〃 二〇、一〇、一五
思想犯保護觀察法	〃 二一、五、二九	〃 二〇、一〇、一五
方面委員令	〃 一一、一一、一四	〃 二二、九、三〇
母子保護法	〃 一二、三、三一	〃 二二、九、三〇
醫療保護法	〃 一六、三、六	〃 二二、九、三〇

戦時災害保護法	昭和 一七、二、二五	昭和 二二、九、三〇
---------	------------	------------

第四章 近時に於ける社会事業の對象

社会事業の對象の主なるものは貧困である。故にこゝでは貧困の原因、種別その他について述べ、次でその根本原因たる社会的病源を説明しよう。

第一節 貧困の原因

貧困の原因はその觀點によつて種々に分類されるが、普通は次の三つに大別される。

- 一、個人的又は家族的原因
- 二、天災的原因
- 三、社会的原因

個人的または家族的原因とは、貧困の原因が個人または家族の不具、疾病、廢弱、老衰、幼穉等の

第四章 近時に於ける社会事業の對象

生活の健全に關係するが、怠惰、放浪、浪費癖、飲酒癖、精神耗弱等の精神的乃至道徳的なき事に歸するが、或いは家族員の過多、中でも幼児の多数等家族構成の異常性に關係するもの等というのである。

天災的原因とは震災、水火災、凶作等の天災地變によるものである。

社會的原因とは戦争、經濟恐慌、物價騰貴、物價下落、機械力の發達、失業等の如き、社會の構成及びその運行に内在するものである。

その他に直接原因、間接原因の區別もある。また主要原因、従屬原因の區別もあり、これらの原因が錯綜している場合が多い。大量の貧困發生の原因は戦争による場合、殊に敗戦後戦災蔓延流行、インフレーション、失業等多くの原因が重なり合い貧困者が増加するのである。而してこれら貧困の原因は社會事業においては特別に重要な事項で、社會の動きを觀察する資料ともなり、またこれによつて個人の保護指導は勿論、社會施設の計畫も立ち、社會政策の方針も決定されるのであるから、關係者としてはその調査研究には常に充分の努力を拂うことになつてゐる。資料は多少古いが大に昭和九年下半期の平常時における東京の八區(品川區、荏谷區、澁谷區、豊島區、王子區、荒川區、向島區、城東區)において貧困者の調査結果を掲げる(二百世帯)について調査した貧困原因を參考までに掲げて

みよう。

調査世帯(2区)三七六世帯 比例一〇〇、〇〇

一、個人的原因

全	一	二	三	四	五	六	七	八	九
不	五	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
疾	四	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
老	一	一	一	一	一	一	一	一	一
要	一	一	一	一	一	一	一	一	一
具	一	一	一	一	一	一	一	一	一
無	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教	一	一	一	一	一	一	一	一	一
育	一	一	一	一	一	一	一	一	一
怠	一	一	一	一	一	一	一	一	一
惰	一	一	一	一	一	一	一	一	一
放	一	一	一	一	一	一	一	一	一
浪	一	一	一	一	一	一	一	一	一
飲	一	一	一	一	一	一	一	一	一
酒	一	一	一	一	一	一	一	一	一
賭	一	一	一	一	一	一	一	一	一
博	一	一	一	一	一	一	一	一	一
技	一	一	一	一	一	一	一	一	一
術	一	一	一	一	一	一	一	一	一
無	一	一	一	一	一	一	一	一	一
能	一	一	一	一	一	一	一	一	一
補	一	一	一	一	一	一	一	一	一
劣	一	一	一	一	一	一	一	一	一

二、職業上の失敗及借因

全	一	二	三	四	五	六	七	八	九
失	一	一	一	一	一	一	一	一	一
業	一	一	一	一	一	一	一	一	一
上	一	一	一	一	一	一	一	一	一
の	一	一	一	一	一	一	一	一	一
失	一	一	一	一	一	一	一	一	一
敗	一	一	一	一	一	一	一	一	一
及	一	一	一	一	一	一	一	一	一
借	一	一	一	一	一	一	一	一	一
因	一	一	一	一	一	一	一	一	一
無	一	一	一	一	一	一	一	一	一
教	一	一	一	一	一	一	一	一	一
育	一	一	一	一	一	一	一	一	一
怠	一	一	一	一	一	一	一	一	一
惰	一	一	一	一	一	一	一	一	一
放	一	一	一	一	一	一	一	一	一
浪	一	一	一	一	一	一	一	一	一
飲	一	一	一	一	一	一	一	一	一
酒	一	一	一	一	一	一	一	一	一
賭	一	一	一	一	一	一	一	一	一
博	一	一	一	一	一	一	一	一	一
技	一	一	一	一	一	一	一	一	一
術	一	一	一	一	一	一	一	一	一
無	一	一	一	一	一	一	一	一	一
能	一	一	一	一	一	一	一	一	一
補	一	一	一	一	一	一	一	一	一
劣	一	一	一	一	一	一	一	一	一

三、家族的借因

借因等、借因及び借因の割合

五三

全	一〇〇	二六・五九%	扶養者死亡	四三	一一・四三%
系	一九	五・〇五%	世帯主失踪	三	〇・八〇%
家族疾病又ハ死亡	三四	九・〇四%	扶養者ノ能力消滅	一	〇・二七%

四 社会的理由

全	九七	二五・八〇%	労働需要缺乏	五三	一四・一〇%
労働低下	三三	八・七八%	機械工業ノ競争	九	二・三九%
物價騰貴	二	〇・五三%			

五 自然的理由

全	一七	四・五三%	其他原因	七	一・八六%
水害又ハ火災	一〇	二・六七%			

第二節 戦後の貧困と貧困者の生活

貧困者を外國では二つに分けて極貧者を「ベーパー」と呼び、貧困者を「ブリア」と稱して區別している。我が國では古くは細民、貧民または窮民等と稱していたが、最近では生活困窮者と通稱している。方面委員制度の發達によつて要保護世帯をカードに調製するところから、これらの貧乏層をカード階級とよび、貧困者をカード者と稱していた。このカードを第一種、第二種に分類して、その程度によつて區別していたが、敗戦後デモクラシー思想の發達により生活困窮者には何等の區別も行わず、そこに取扱ひも公正にして、保護は國家の責任において行なうべきものであるという點に出發して、カード階級等という慈善救済的な給與觀念を興えるような區別や呼び方はやめることとなつた。

昭和十年五月には我が國においてはこれらの貧困者は百九十八萬九千二百三人であつたが、敗戦後の昭和二十年十二月末には、八十一萬六千十四世帯三百四萬五千三百五十七人となり、さらに廿一年六月末には九十萬七千八百五十三世帯、三百十六萬六千六百九十三人と、漸時増加している。

尙敗戦後における生活困窮者の種類は、被災者、外地引揚者、離職者、復員軍人、軍人遺族、在外者留守家族、傷痍軍人、一般生活困窮者に分類されている。

これによつてみると、全國の生活困窮者は約三百萬人を越えている。嚴密に調査すれば四百萬人以上になるものと思われる。

しかしながら、社会事業はこの種救済的な事業にのみ限定されるのは誤りである。むしろ社会事業は救済より防貧にまで擴大して福利的の施設を講ずるようになる。斯にその対象として小額所得者階級が加えられる。特に近年の如く失業保護、社会教化事業等が発達してくると更に対象の範圍は廣汎となり、したがつてその対象も老弱、疾病、不具等の個人的原因より、むしろ社会的な不況、悲憤感等の原因から失業に陥り、貧困となるものが多くなつてくる。こゝに政治的な問題も起り、社会事業の實施に當つて國家の責任において、これらの貧困を防止せねばならぬなり、こゝに社会事業の理念も自ら變化して来るのである。

殊に今次の戦争によつて、我が國民は大部分が貧困者と同等の生活におちいつた。空襲によつて家屋は焼失し、糧食や小屋が到るところに作られ、その中で低賃銀に苦しみ、インフレーションの嵐に暴勢をいかにおびてみても、生活は益々困難するばかりである。

これらの貧困者は都市においては商店住いの四層半一間に五六人住む良方で、三層に二世帯も住んでゐるものすらある。トンネル長屋、被褥長屋、バラツク等、人間生活に必要な日光、通風ともに乏しい。更に戦時中の食料配給の制限する中で暮らしてゐる。また一定の階級に居住してゐる人達は、戦時中である。戦時中の食料配給の制限する中で暮らしてゐる。これらの苦境をナシにする救済した

が、大規模な水害を被つたり、地下室に糧食を貯つたりしてゐるが、こゝにたゞ場所を確保として暮らすも不足層階級の生活は、別に困難の面々である。露天の下宿も有間もなく、ボロや破屑の中を暮らされるばかり、食料に食すすらなく苦しんでゐる。これらの浮浪者等は失業失調のため疾病に罹り易く、非衛生的である。トランプマン、疥癬その他皮膚病、精神病、結核、性病等の中で彼等は生活してゐるといふ事である。

また農村山村における貧困者の生活も住宅の不良、糧食糧食は都會に決して劣らない。戦争による都會からの疎開者や海外からの引渡者が、農村山村で土地も家もなく、やつぱい者扱いにされ、多くの者が希望を失ひ、闇の中で生活しながら闇の行方へ出来ず過勞と負債と疾病と無情に泣いてゐる。

第三節 社会問題の主要なるもの

貧困が中心原因となつて種々の社会問題を生じ、この社会問題が國家社会の健全な発展のため放任出来ないので社会事業を行ふのであるから、こゝで目下極めて關心を有たれる幾種の社会問題をとり上げてみたい。

一 結核

結核が庶民病といわれ、貧困病と稱されているのは、本病発生が比較的貧困者に多いという理由だけではなく、一旦家族の中より結核患者が発生すれば、庶民階級の大部分は経済的窮乏に陥らざるを得ないからである。結核の發病を氣付きながらも多くの醫療費を要するため醫師に罹らぬ人々、醫師に結核の診断を下されたにも拘らず自分が仕事を休むために生ずる家計の窮乏を思つて、なおも働き続ける患者等が非常に多い。これらのものが如何に不幸な運命を辿り、且つこれが如何に國內における結核蔓延に加勢しているかに想いを到すとまことに寒心に堪えないものがある。

疾病に罹患した時の醫療費の負擔を軽減させる一手段として疾病保險の制度があつて、工場、鑛山等の労働者を對象として健康保險制度が大正十一年以來實施され、次いで昭和十三年には國民全體に對する醫療給付を目標とする國民健康保險制度が確立され、更にその後兩者は度々改正され、國民の大部分が何等かの形で疾病保險加入者として醫療給付を受ける外形は出來たのである。が、然し乍ら結核の醫療給付については不十分であり、たとえ醫療は受けられても、生活費の問題になると、はたを行方するものが尠である。大體において長期にわたつて安靜を要するのが結核治療の原則である以

上、患者が一家の生計支持者である場合、働き手を失ふことによつて生ずる家計上の支障は甚大である。故に中後は醫療費に生活費を含めた特殊保險制度の實施が要請されている。

二 乳兒死亡

大正十五年中央社會事業協會主催の下に第一回兒童保護會議が開かれた。當時出生百人に付死亡、一四・二人という他の文明國には比較にならない我が國の乳兒死亡率が問題となつた。その原因は乳兒哺育知識の不充分と、貧困家庭の母が哺乳施設を持たぬことにあることが明瞭となり、翌昭和二年から毎年五月五日前後一週間を期して乳幼兒愛護週間が催されることとなつた。その後兒童愛護週間と名稱を變えたこともあつたが、この運動は正當な育児知識の普及に努力すると同時に、貧困家庭の母性を保護し、乳兒哺育の途を盡さしむることに非常な力を拂い、又兒童健康相談所、小兒保健所、牛乳配給所、乳幼兒保育所、等の兒童保護施設の發達を促進した。

今次の戰爭によつて、これらの施設や事業が中絶され、營養失調等により敗戦當時は乳幼兒死亡率も再び高まつたが、戰爭中人口問題に伴う育児知識の普及は農村の乳幼兒死亡率を低める效果を生んだ。しかしながら貧困者層における乳兒死亡率は依然として高いのは慨嘆に堪えない。

る。貧困な家庭のものには教育の機会が與えられなかつた。また道徳的な社会的訓練の機会も彼等には與えられなかつた。

犯罪原因の多くは怠惰、利欲、貧困が大部分であつて、相當思慮分別のある筈の人達でも困つてくると恐ろしい犯罪を行うのである。貧困で教育がなく、道徳が低い人達は法を犯す可能性が極めて多い。民主的訓練を受ける機会を失つた人々は容易にこの社会に適應されない。これらの人々は青年期に社会人としての責任を全く知らなかつた。彼等は両親がないか、またはあつても子供の訓練も社会人としての指導もしない両親の下に育つた人達であつた。即ち貧困な家庭の子供達は、十歳前後で早くも犯罪の芽生えを見ている。一度犯罪を経験した彼等は社会人として一生落伍することが多い。そして彼等は再び貧困者となるのである。

五 戦争の影響

戦争によつて惹起された社会病源としては海外引揚者、戦災者、軍人遺族、傷痍軍人、離職者等がある。これらの人々は生活困窮者として、國家から生活の最低限のものが保障されている。即ち後述する生活保護法によつて生活、生業、醫療、助産、葬祭等が保障されている。以下これらの人々の現

況を述べそれがいかなるものかを概説してみよう。

(イ) 海外引揚者

海外移住をして相當の生活をいとんでいた人々も敗戦という事實を前にしてついに祖國へ引揚げねばならなくなり、かつての家も土地も衣料も資産も凡てを捨て、彼等はポロ一枚になつて歸國せねばならなかつた。携帯を許される金は一人一千圓に限られていたので、なつかしい母國の土を踏んだ刹那、彼等の財布には剩すところいくばくもない。かくて、彼等の歸郷後における生活設計はどうして立てることが出来るであろうか。生活保護法の扶助を受けねばならぬ引揚者はその全體の三〇乃至四〇%に及んでいる。それらの引揚者の多くは外地流亡の間に得た疾病に悩まされている。引揚者相談所の調査によると、これらの中で最も多いのはマラリア、次で結核、外傷、脚氣、營養失調となつている。この疾病のために彼等は就職も出來ず、心ならずも扶助を受けて暮さねばならぬのである。

要保護者全國の調査に依ると、引揚者は昭和二十年十二月末において五三、六一八世帯二〇四九〇二人であつたが、二十一年六月末には一一五、〇六四世帯三九六、九八七人となつた。敗戦の刹那に貧困者となつたこれらの引揚者は、戦争という社会的理由による悲惨な犠牲者である。

(四) 戦災者

空襲による各都市の焼失は、家財一切を無に歸し多くの戦災者を出した。罹災者の中で生活保護法の扶助を受けているものの数は全国で昭和二十年十二月末日に二三三、二二一、世帯八八六、四二八人であつたが、二十一年六月に一七〇、四九二世帯六一九、二六八人となり、終戦直後よりは漸次減少している。この数字差は生活的に再起出来たことを意味しているが、未だその中の大部分は戦後のインフレーションの激浪に吞まれて喘いでおる。都市の復興のうらには、依然として土中に半ば埋められた壕舎や焼トタンをはりめぐらした小屋、あり合せの板を打つけたバラックが許多残されている。とうしたバラックのあるものはまだしも良い方だといえる。未だに家を得るすべもない浮浪者が街角に、公園に、驛に、地下道に充満している。

(八) 軍人遺族

今次太平洋戦争の責任者は誰れか。それは今東京裁判によつて審判されているのであるが、眞の責任者が誰れであるにせよ、現に戦犯嫌疑者として厳しい裁きをうけているものうちのある者は、聖戦の美名の下に、子を、夫を、父を、戦野に馳りたてたのである。その父や、夫や、子は名も知らぬ異郷の土や草を紅い血汐に染めて死んで行つた。戦争中はそれでも遺族は尊敬され、同情もされた

が、甚だしいのは敗戦の日まで、今歸るか、今歸るか、と、そのかえりを待つていたのに、戦死したとも知らされず、いつとはなしに遺族となつた終戦時の軍人遺族は、何等の心構えも出来ず、杖とも柱ともたのむ人を失つて只貧困に泣かねばならなかつた。しかも敗戦後における彼等の地位は、あたかも軍閥そのものであつたかのごとく見られ、世間の目はあまりにも冷たい。遺児をかゝえた未亡人のあるものは、さらばきびしい社会の荒波の中に自殺して果てたものもある。軍人遺族で保護を受けていたものは二十年十二月末日において一〇二、四五四世帯三九二、一六六人であつたが、二十二年六月には一三二、四五九世帯四七二、二六六人となり、終戦後殊に著るしい増加を示している。これは再起するには、あまりにも深傷をうけ過ぎた最も不幸な人達である。

(二) 傷痍軍人

傷痍軍人を尊敬し、愛護したのは戦争の勝報に心をときめかせていた頃であつた。敗戦という現実の前にこれまでの陸海軍病院は国立病院、国立療養所と看板を變えた。しかも傷痍軍人は續々外地から歸還し、その中には家族を戦災で失い、家を焼かれた人々が出来た。白衣一枚を唯一つの我が物として貧困者の群に墮ちてゆく、傷痍軍人のある者はついに犯罪をおかし、圍屋になつた、しかもこもした悪えの勇氣のない正直な人々は僅の保護を受けてその日その日を過ごしてゆかねばならない。

昭和廿年十二月末日において一二、三二九世帯四二、五四〇人であつたこれ等傷病軍人は、二十年六月末日には一八、八六七世帯、五二、〇二八人と増加を示した。この種の人々は、大部分が再起不能な傷痍者である。たとえ再起したとしても充分な労働が出来ない。

さらに傷病年金にはかつての階級が今尙厳存していて、大將の第一項傷三千五百圓に對し兵は最高のもので僅かに五百六十圓である。兵の第五項傷に至つては四百圓に過ぎない。このような傷病年金では再起は全く不可能といつても過言ではない。これを具體的な例にとると、片手片足を失つて月額僅かに四十圓である。傷痍者として激浪渦巻く社会の中に放り出されてたつたこれだけの年金では死ぬことすら出来ない。現に国立病院、国立療養所の入院患者は患者自治會を作り、外部のものは戦争犠牲傷痍者同盟を作つて團結しているが、まだその力は弱い。

(木) 離職者

敗戦によつて軍需工場から追い出された多くの職工や徴用工員は、僅かの退職金をふところにして都會の間屋に走り、農村では近隣の小都會の米の闇賣や物交の簡易な利得方法を案出して、當分はどうやら生活していたが、零碎の資金を消費しつくすと、早くも保護を受けなければやつてゆけなくなり、完全な歸をもちながら定職を得られぬ失業者となつてしまつた。この数は昭和二十年十二月末

日現在の統計では五七、八五五世帯、二〇〇、四六一人であつたが、次第に就職或いは歸農して、二十一年六月末では三八、三七五世帯 一三〇、二八三人と減少している。しかし將來において賠償工場等から吐き出される工員で離職者として、保護を受けなければならぬもの数は非常な變動を生ずるものと想われる。

更に將來デフレーション當來の時代も豫想せられるのであるが、そのあかつきにおいては當然これが影響の下に相當多くの離職者を輩出せしめるであろう。そして失業保險制度が未だ確立されていない今日においては、當然國家が生活保護法でこれらの人々を保護せねばならぬであろう。尙ほ他に復員軍人で保護を要するもの数は昭和二十年十二月末日において四七、六五四世帯一六七、〇二〇人であつたが、二十一年六月末日においては五〇、九四二世帯 一五〇、二八四人となつている。また失業が當然その原因の一つになつている一般生活困窮者の数は昭和二十年十二月末日で一三一、七二三世帯 四七四、三三四人であつたものが、二十一年六月末日において一九一、〇六四世帯六九〇、六二一人と増加を示しつゝある現状である。

第五章 我が国社会事業の現況

第一節 社会事業の統制並びに連絡

一、社会事業行政

中央機関としての社会事業行政事務は昭和十三年一月から厚生省において行われている。それ以前は内務省の社会局ならびに衛生局、司法省、文部省その他の省の一部において管掌されていたが、厚生省の開設されるに及び社会福祉行政の中核が確立された。

我が国における国民の死亡率、罹病状況、平均寿命等を見ると他の文明国に比較して、極めて低位にあり、結核等の蔓延は国民の体力を劣弱にし、文化国家としての将来は甚だ寒心に堪えないものがある。昭和十三年當時においても国民一般の健康増進、體位の上、福利衛生の確立等の総合的行政の出現は国民生活の不合理と困難を救うに最も適切なものであつた。即ち體育運動、環境衛生、疾病の豫防及び治療等を概括する保健行政と社会福利施設、救済保護、職業ならびに労働保護、社会保険等を概括する社会行政とがこゝにおいて一本になされたのである。かくて戦後は戦時中の機構を變

えて、労働行政、保健行政、社会行政、児童行政、外局に引揚援護、社会保険を置き、その機構は充分活動出来るようになった。

厚生省の機構

公衆保健局

- 調査課 一、国民の健康増進に関する企畫 二、衛生に関する調査及統計 三、国立公園其の他公園保養地 四、公衆衛生院 五、他の主管に屬せぬ人口の振養
- 保健課 一、保健所及保健婦 二、衛生知識の普及向上 三、国民體力法の施行 四、優生
- 榮養課 一、榮養 二、食物の衛生 三、屠場及屠畜

醫務局

- 醫務課 一、醫師、齒科醫師其の他醫療關係者 二、國民醫療法の施行 三、他の主管に屬せざる醫事

- 藥務課 一、藥事法の施行 二、醫藥品其他衛生資材の配給輸出入及價格 三、阿片及麻藥
- 四、毒物及劇物の取締 五、衛生資材(除醫藥品)の生産 六、他の主管に屬せぬ藥事

- 製藥課 一、醫藥品の生産、製造の許可 二、日本藥局方、重要醫藥品及公定醫藥品の規格
- 三、藥用植物の栽培、製藥の蒐集及配給 四、醫藥部外品
- 病院課 一、國立病院 二、國立病院連絡出張所の業務指導
- 療養課 一、國立療養所 二、委託療養及居宅醫療

註 國立病院連絡出張所は札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、廣島市、福岡市、高松市にある。

豫防局

- 豫防課 一、結核、癩、トラホーム、寄生蟲病、原蟲病及地方病、近視、齲齒 二、痛其他
- 慢性病 三、精神病
- 防疫課 一、急性傳染病、性病 二、水道及下水道、清掃衛生
- 檢疫課 一、海港檢疫、航空檢疫

社會局

- 庶務課 一、社會事業に関する綜合企畫、二、社會事業に関する調査統計 三、民生委員
- 四、社會事業關係職員の教養訓練 五、他の主管に屬せざる社會事業
- 保護課 一、生活保護 二、災害保護

- 福利課 一、同和事業 二、公益質屋 三、傷痍者等の保護 四、社會福利施設
- 物資課 一、救済授護に必要な物資 二、投産及内職施設(勤勞局所管に屬するものを除く)

兒童局

- 企畫課 一、兒童に関する綜合企畫 二、兒童福祉委員會 三、保育施設 四、母子保護
- 五、他の主管に屬せぬ兒童福祉
- 養護課 一、孤兒等の保護 二、浮浪兒の保護 三、精神薄弱兒の保護 四、兒童虐待防止
- 五、兒童の教護
- 母子衛生課 一、妊産婦及乳幼兒の保健 二、妊産婦及乳幼兒に特殊の栄養 三、虛弱兒童及
- 不具兒童の保健 四、未就學兒童其他兒童の保健 五、流早死産

勞政局

- 勞政課 一、勞働政策、勞働組合 二、勞働爭議調停其他勞働關係の調整 三、勞働情報の
- 蒐集 四、其他
- 勞働保護課 一、一般勞働保護並に婦人及年少者の勞働保護 二、産業安全及危害豫防 三、
- 勞働者災害扶助 四、勞働能率の増進 五、勞働者の福利厚生 六、其他勞働保護 七、

産業安全研究所

- 給與課 一、賃金、給料其他給與 二、労働者の援護 三、労働者用物資
- 調査課 一、一般労働法制の調査企畫 二、労働に関する統計の蒐集整理 三、國際労働事情の調査 四、労働行政關係職員の教養訓練

勤勞局

- 企畫課 一、失業対策の企畫 二、職業政策の企畫 三、公共事業に関する勞務配置の企畫
 - 四、労働市場の調査 五、職業に関する統計の整理 六、職業適性の調査 七、他の主管に屬せざる勤勞需給
 - 監理課 一、勤勞署に関する庶務一般 二、職業行政關係職員の教養訓練
 - 紹介課 一、職業紹介 二、勞務配置 三、勞務者募集 四、勞務供給事業 五、職業指導
 - 補導課 一、職業補導 二、失業対策として實施する授産施設其他共同作業施設
- 保險局
- 庶務課 一、社會保險制度の調査企畫一般 二、社會保險審査會 三、厚生保險特別會計業務
 - 勘定 四、他の主管に屬せざる社會保險

- 保險課 一、健康保險法の施行 二、労働者災害扶助責任保險法の施行 三、厚生保險特別會計健康勘定及労働者災害扶助責任保險特別會計
 - 國民保健課 一、國民健康保險法の施行
 - 年金課 一、厚生年金保險法の施行 二、船員保險法の施行 三、厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定に関する事項
 - 健康保險指導所 一、健康保險被保險者の健康保持に関する施設の調査及指導
- 以上の如き事項を夫々の課において分擔實施している。
- 次に引揚援護院の機構を記そう。

引揚援護院の機構

援護局

- 庶務課 一、人事 二、長官及次長の官印並に院印の管守 三、文書の接受と發送、編纂及保存
- 四、成案文書の審査及進達 五、經費及諸收入の豫算決算並に會計 六、引揚援護に関する綜合企畫並に連絡調整 七、引揚援護院連絡委員會 八、引揚援護院連絡事務所 九、他の主管に屬せざる事項

業務課Ⅱ一、内地以外の地域より引揚者に対する上陸地における援護並に上陸地より引揚先に
到るまでの援護 二、内地よりの引揚者の援護

指導課Ⅱ内地以外の地域よりの引揚者に対する援護指導。但し業務課所管の事項を除く

物資課Ⅱ一、引揚援護に必要な物資 二、引揚援護に必要な施設

援護局に引揚援護院京都連絡事務所及び引揚援護院横濱連絡事務所あり

引揚援護院連絡事務所においては引揚者の應急援護並に檢疫に關する米國第八軍との情報連絡

檢疫局

醫療課Ⅱ一、引揚者の醫療 二、引揚者の醫療に必要な醫藥品其他衛生資材の整備

檢疫課Ⅱ引揚者の檢疫

尙中央における社会事業行政部局所管事業の主なるものを舉げると、宮内省大臣官房總務課におけ
る社会事業、司法省保護課における少年審判所、矯正院、釋放者保護、並びに監督獎勵、司法保護事
業、文部省體育局保健課における學童保健看護等が行われている。

地方における社会行政としては、都道府縣の教育民生部又は民政部の厚生課、社会課又は援護課を
主とし、その他に衛生課、刑事課、勤勞課、勞務課等で管掌されている。

二 社会事業の連絡

現在わが國においては一萬有餘の公私社会事業が存在しているが、民間にあつて是等の團體を總括
して連絡の任に當つてゐるものに、中央に財團法人日本社会事業協會があり、地方に各都道府縣社会
事業協會が設置されている。

財團法人日本社会事業協會は中央社会事業協會と日本社会事業聯盟が夫々解散後合體して、昭和廿
二年四月組織を改革し、その機能を強化擴充し社会事業の振興を圖るため出發したものである。本會
は日本の社会事業が民主的に運営せられよく社会の情勢に即應して、健全な發達を遂げるために社会
事業施設が必要とする相談、指導、連絡及び援助を行うと共に社会事業に關する調査、研究、啓發、
宣傳及び従事者の養成を行い、併せて社会事業對象の根源を除去するために廣く關係方面と協力する
ことを目的とするのである。そのため次の様な事業を行つてゐる。

- 一、社会事業の經營に關する相談、指導、連絡、獎勵及援助
- 二、社会事業に關する理論の指導
及び啓發、宣傳
- 三、社会事業行政施策に對する建言及び陳情
- 四、社会事業に關する講習會、
講演會、大會その他の會合の開催
- 五、社会事業功勞者の表彰
- 六、社会事業運営委員會の開催
- 七、社会事業實驗施設の經營
- 八、社会事業金庫、生産的事業及委託事業の經營
- 九、政府の委

託に依る日本社会事業学校の経営 十、社会事業従事者の福祉増進及び文化指導 十一、社会事業に関する研究及び調査 十二、社会事業に関する書籍資料、雑誌其の他の刊行 十三、其の他必要と認めたる事項

其の他社会事業の部門的に各方面の連絡統一を圖る機關がある。引揚者、戦災者の保護には恩賜財團同胞援護會があり、母子愛育についてはその事業機關として恩賜財團母子愛育會がある。盲人の福祉團體に中央盲人福祉協會、養老事業に對しては全國養老事業協會、育兒事業には全國育兒事業協會、少年救護には日本少年救護協會、その他に國民健康保險協會、癩瘰防協會、結核豫防會、職業補導協會、協助會等がある。

民生委員に關しては中央に全日本民生委員聯盟を設け、各地方に民生委員聯盟がある。全日本民生委員聯盟は民生委員大會や各種研究協議會、指導講習會の開催等を行い、これを指導連絡する外に、特別指導地區百カ所を指定しこれを指導する事業も行つてゐる。生計費實態調査、民生委員手帳、徽章の調製、民生時報その他圖書の刊行、地方聯盟専任指導員の設置と助成、特別功勞民生委員の表彰、優良地區の選奨並びに助成、民生委員の弔慰、宣傳普及事業として、國民協助運動の實施、紙芝居の作製、座談會の開催等を行い、また民生委員の福祉並びに連絡斡旋については、生活相談所や生

欠

MISSING

見地から離脱せしめ、専門的技術家としての多くの指導者を作り出すことになるであろう。

四 研究機関

社会事業の研究機関としては、昭和九年創立された日本社会事業協会社会事業研究所が全般的な社会事業の研究を行つてゐる。その事業としては、社会事業並びに社会問題に関する調査研究、社会事業施設並びに社会事件取扱いに関する調査研究、社会事業に関する指導、社会事業圖書雑誌の刊行、社会事業史資料の紹介等を行つてゐる。

今日までの各種調査研究には季節保育所に関する研究、就労少年少女労働事情に関する研究、東北凶作事情に関する調査、要保護世帯の内職に関する研究、貧困原因に関する調査資料に関する研究、社会事業施設並びに従事者に関する調査、保健医療問題に関する研究、常設保育所に関する研究、不良児童の生活環境に関する研究、その他農村社会事業及び社会事情の調査研究、其の他がある。また養老事業、日本社会事業史実、海外社会事業等の研究も行われた。終戦後においては疎開者世帯調査、壕舎生活者調査、戦災浮浪者調査、戦後社会事業施設現況調査等が行われ、研究としては仙臺藩における育子政策、アメリカにおける社会事業従業員養成制度に関する研究が行われた。戦時中中絶

されていた雑誌「社會事業」も昭和二十一年六月號より復刊された。又現にアメリカ社會事業資料として種々の事情紹介書を刊行している。

恩賜財團母子愛育會においては、同會附屬の愛育研究所が母子保護問題の醫學的技術的研究機關として、種々指導面に活躍している。

生活問題一般に関しては、特に庶民生活の實態調査に多くの資料を提供している機關に日本生活問題研究所がある。國民生活實態に関する調査研究として生計費、栄養、保健、住居、持物、労働組合の調査等を行い、生活必需物資に関しては物價、生産量並びに消費量、規格標準化等の調査を行う外、生活指導に関する研究や社會政策に関する研究を行つている。

公衆衛生院は體力科學、國民栄養、生活科學、豫防醫學の各部に分れて夫々國民厚生に関する研究を行つている。次にその分科事項を掲げて参考に資する。

體力科學部

- イ 體力研究室 〓 體力増進、その他體力の調査研究
- ロ 小兒衛生研究室 〓 母の衛生、乳幼兒、學童衛生の研究
- ハ 優生學研究室 〓 遺傳、優生、精神衛生、衛生統計の研究

ニ 心理學研究室 〓 小兒の心理、勤勞の心理、體力の心理、その他保健衛生の心理學的調査研究

國民營養部

- イ 營養機能研究室 〓 營養生理、營養化學、營養料理その他營養の基礎的調査研究
- ロ 營養資源研究室 〓 食品分析、特殊營養成分、營養微生物、未利用資源の食用化の研究
- ハ 營養改善研究室 〓 營養能率の増進、食品の調理加工、貯藏、國民の食生活實態の調査研究等
- ニ 營養療法研究室 〓 臨床營養、療養その他特殊營養の研究

生活科學部

- イ 生理衛生研究室 〓 氣候風土の人體に及ぼす影響、被服、住居、作業環境の衛生に関する研究
- ロ 勤勞衛生研究室 〓 勤勞條件、作業能率、職業性疾患に関する研究
- ハ 建築衛生研究室 〓 住宅及び諸種の建築物の衛生、都市計畫、國土計畫の衛生に関する研究
- ニ 生化學研究室 〓 保健衛生の生化學的調査研究

豫防醫學部

- イ 疫學研究室 〓 傳染病、寄生蟲病、風土病、多發性疾患の疫學
- ロ 衛生獸醫學研究室 〓 乳肉衛生、人畜共通傳染病の研究

- ハ 衛生工学研究室 II 上下水道、汚物処分、埋火葬等の研究
- ニ 薬学研究室
- ホ 公衆衛生看護学研究室

第二節 生活保護事業

一 終戦後の生活保護問題

終戦直後の八、九月には一般國民は虚脱状態を續け、社会事業方面でも山積している問題の前に茫然としていた。十月に入り再出發の熱意が先ず戦災者対策から芽生えて來た。衣食住に関する生活保護問題は戦災者、引揚者、軍人遺族、戦争未亡人孤兒等の上には相當残酷に響いた。

十月において戦災者の中から民主的な同盟が出來、政府に種々の要望を提出した。即ち東京都では「戦災者生活擁護同盟」が結ばれ、十一月には「全國戦災者同盟」が結成された。戦災援護会においても戦災者に日用品雜貨類の頒布會を全國主要戦災都市で開催したり、支部は建築資材及び生活必需品を買上げ戦災者を拂下げたりした。

引揚者の動向については十一月十八日在外同胞引揚計畫が外務省から發表されるまでは不明であつたが、九月に「滿洲國關係歸國者援護會」が設立され、滿洲官吏銀行會社員等の歸國者援護を目的に活動が始められた。厚生省では九月廿日に引揚民事務所の設置を發表し、下關、門司に引揚者保護のための事務所を作つた。十月には「在外同胞援護會」が設けられ、外地にある間の救護機關として發足した。十二月に至つて、外務省、内務省、厚生省に分れていた引揚者保護事業は厚生省に一括されると同時に厚生省内に「引揚援護課」が出來て引揚援護連絡委員會が設置された。尙現在は「引揚援護院」となつてゐる。又浦賀、舞鶴、吳、下關、博多、佐世保、鹿兒島に引揚援護局が、横濱、仙崎、門司に出張所が設置された。一方各政黨が結成した、海外同胞救護聯合會は政府と連絡協議會等を開き、種々の対策を具體化した。各地に續々歸國する引揚者の中には病人も多く乳幼兒老人等は數多く死亡した。二月にマ司令部より復員及び引揚者受入機關の管理怠慢に對して指摘があり、援護強化策が漸く實現されることとなつた。由良、田邊、唐津、別府に上陸地支局を新設し業務を開始、十一カ所に給養停車場を指定した。收容病院の收容力も増加し醫療局出張所、國立病院の職員を援護局及び復員監部 兼勤とした。又、衣料品、煙草、食糧の給與等も行つてゐる。七月よりはラヂオにも尋ね人の時間を設ける等して次第に救護は進捗した。

復員者に就てはその七四%が失業者として街に流れ出ている。復員者の就職率は廿六%で職業軍人は八%に過ぎない。これらの復員者の中には開屋になり、やがて犯罪者に墮ちてゆくものもある。又復員者同志相寄つて勤勞自治會を結成し、事業を行つてゐるといふ例も静岡に見られる。

傷病者は現在百カ所の國立病院に入院中の者十八萬四千人、九萬七千世帯は生活困窮者として扶助を受けている。傷病者の就職率も〇・五%に過ぎず社會からかえりみられなくなつてゐる。

政府は十二月五日「生活困窮者緊急生活援護要綱」を閣議決定し、廿一日厚生次官名で全國地方長官宛通牒を發し、二億圓の經費を投じ、衣食住の現物給與に重點を置いて種々の對策が實施された。これらは町内會長、部落會長、方面委員、社會事業團體等の協力の下に全國で対象者に差別なく救護が實施されて來た。しかしながら法令は救護法、母子保護法、醫療保護法、戰時災害保護法、軍事扶助法に分れて差別的な保護が規定されていたのでマ司令部の指令に基いて統合された生活保護法案が議會に提出されることとなつた。

二 生活保護法

我國最近の情勢下において戰災者、引揚者、在外者の留守家族、戰死者の遺族、傷痍軍人、失業者

等の中には日常の生活に困窮して居る者尠からず、これに一般貧困者をも合すると生活の保護を必要とする者は相當多數に上る實情にある。更に最近の物價騰貴や食糧難の影響によつて、その數は漸次増加してその困窮程度も次第に深刻化する傾向にある。明るい新日本を建設するためにはかかる事態は萬難を排して速かに打開しなければならぬ。

これに關する方策としては、積極的に經濟安定の施策や就業對策の徹底等を圖つて根本的な措置を講ずることが極めて望ましいのであるが、現實の問題としてはこれ等の施策が速急に完全な効果を擧げることが相當困難といわなければならぬ。こゝにおいて現に生活困難な状態にある者の保護對策についても、萬全を期することが必要となる。この保護對策についてもその内容は種々あるわけであるが、特に最低生活の保障が先決問題である。すべての人に對して先ず最低の生活を保障する網を展べ、この網を足場として自立向上の生活に進ませることが保護對策として第一に打つべき手である。

さてこの最低生活の保障問題に關して國は如何なる態度をとるべきであらうか。國家存立の目的については種々議論のあるところであるが、國民生活の安定と福利の増進とがその中心であることは疑いが無い。特に國民生活の安定確保は國家に對する最少限度の絶對的要請であり、最低生活の保障は國民生活の確保に缺くことの出来ない重要項目である。

かく考ふるならば國民の最低生活の保障に關して、國はその職責に顧みて徒にこれを他に委ねることなく、自己の責任を以て事に當るべきである。勿論このことは隣保相扶の美風や、私設社会事業、地方公共團體の事業を不必要とするものではなく、この際それ等の活潑な活動が尙一層望ましいのであるが、最低生活の保障に關する最後の責任はあくまでも國がとるべきである。

従来生活困難者に対する國の保護は、救護法、母子保護法、軍事扶助法、戦時災害保護法、及び、醫療保護法等によつて行われていた。しかしながらこれ等の法律はその保護の對象が限定的である。

救護法の對象は老人、幼者、不具廢疾者であり、母子保護法の對象は幼者を養育する母であり、軍事扶助法の對象は傷病兵、その家族遺族、下士官兵の家族遺族であり、戦時災害保護法の對象は戦災者である。この様に對象が制限的であると、失業者、引揚者その他の生活困難者で保護の對象とすることが出来ないものも出來、只今のさし迫つた課題である網羅的徹底的な保護が望まれない。

この點を考慮して政府は昭和二十年末「生活困窮者緊急生活援護要綱」を閣議決定し、これに基いて事由を問うことなく現に生活困難な者を汎く對象として保護を行つてきたのであるが、速かにこれに關する法律を制定し、確然たる基礎に基いて保護の徹底を圖る必要があるので、こゝに新に生活保護法を制定するため第九十回帝國議會に同法案を提出し、同法の施行と同時に従來の救護法、母子保

護法、軍事扶助法及び戦時災害保護法を廢止することとした。尙従来醫療保護は主として醫療保護法によつて行つてきたのであるが、同法によつて私人を事業者としても費用の一部を負担させることは時局柄事業者たる私人の負擔を重くしひいては醫療保護事業の不振を招く弊があるから、その點を改め併せて生活保護に關する法規の單一化を圖るために、生活保護法中に醫療に關する規定をも設け、醫療保護法は右の諸法律と共に廢止することとなつた。

生活保護法の目的は本法制定の理由中にも述べたように事由の如何を問うことなく現に生活の保護を要する状態にある者に對して國が責任を以て差別的又は優先的な取扱いをする事なく平等に保護を行うことにある。

現に生活保護を要する状態にある者であれば、年令その他資格に關する一切の制限なく何人でも保護を受け得る。如何なる程度の者を生活の保護を要する者と認むべきかという生活扶助については生活することができない者であり、醫療助産等については、日常の生活は漸くたてゝいるが一朝罹病し、又は出産する際に醫療費又は助産費を支出することができない者もこれに含まれるのである。生業扶助、葬祭扶助についても同様である。

しかし怠惰な者素行不良な者には本法による保護は行わない。本法による保護はともするとそれに

甘えて無爲徒食する所謂惰民を養成する惧れがあるから、これを防止するためにこの様な建前をとつたのである。尙附言するならば惰民養成の弊の防止は本法に關して特に留意すべき事柄で法律中にも右の外種々これに必要な規定が設けられている。

保護を受ける者の状態を最もよく知悉し得る地位にある市町村長を保護機關として、更にまた民生委員を補助機關としたこと、市町村長に保護を受ける者に對して勤勞その他生計の維持に必要なことに關して指示をする権限を與えたこと、保護施設の長に施設に收容された者に對して作業をさせる権限を與えたこと、保護費の一部を市町村も負擔することとして市町村長が保護を行うに當つて慎重な態度をとるよう圖つたこと等がこれに屬している。

保護は原則として保護を受ける者の居住地の市町村長が國の機關として行う。市町村長を保護機關とした理由は、市町村長が保護を受ける者の状況を最もよく知り得る立場にあること、手續が迅速簡易に行われること、保護費が一應市町村の負擔となつてゐること等のためである。尙民生委員令による民生委員が保護事務に關して市町村長を補助することとなつた。従來は方面委員令による方面委員が活動していたのであるが、この制度を思い切つて刷新し國の委員としての性格を與え、その機能を強化するために名稱も民生委員と改め、本法施行と同時に實施された。

民生委員が市町村長を補助するに當つては原則として、その合議機關である民生委員會の議を経ることとして、その職務執行の適正を期する。本法による保護を必要とする者は何はともあれ附近の民生委員に相談してその指示を受けることが必要である。

保護の種類には生活扶助、醫療、助産、生業扶助及び葬祭扶助の五種類がある。生活扶助は生活することが出来ない者に生活に必要な金銭又は物資を支給することによつて行う。生活扶助の限度は例へば都、五大都市に住む五人世帯で全然収入がないものに對しては、原則として月九一二圓程度とする。醫療及び助産は市町村長の指定した醫師、齒科醫師又は產婆にかゝらせ、その醫師等に市町村から費用を支拂ふこととする。その醫療費等は所謂點數制をとり單價は國民健康保險と同程度とする。生業扶助は生業に必要な資金や器具を給貸與し、或いは生業に必要な技能を授けること等によつて行う。差當り資金や器具の給貸與は一人につき千圓以内、技能習得は一人一日一圓三十五錢程度を限度とする。次に死亡者があつてもその葬祭に要する費用が支出できない遺族に對しては葬祭扶助を行う。その限度は一件二百圓以内の程度にする。生活扶助は現に生活のできない者に對してのみ行われるが、醫療、助産、生業扶助、葬祭扶助はどうやら日常の生活は立てゝいるが醫療、助産、生業、葬祭に必要な費用を出せない者に對しても行い得ることは前述した通りである。

本法による保護を目的とする施設（例えば生活扶助に就ては養老院、育兒院、醫療助産については養療病院、国立病院、療養所、産院、生業扶助については授産場等）又は本法による保護を受ける者を援護するため必要な施設（例えば生業扶助を受けている母とその子を泊らせている母子ホーム等）を本法で保護施設といい、保護施設は本法の保護の実施に重要な働きをするものであるからその設置には地方長官の認可を必要とし、市町村長が保護又は援護のため行う委託を拒めない義務を負い、その他種々の監督を受けるが、他面その事務費は市町村又は都道府縣が負擔し、設置について補助を受け、土地建物について地方税を免除される等の特典を有する。

保護に要する費用は原則として保護を受ける者の居住地の市町村が一應負擔し、これに對して國が十分の八の補助を行い、都道府縣も十分の一の補助をする建前となつてゐる。市町村及び都道府縣に保護費の一部を負擔させたのは、これ等の地方公共團體もその住民の保護に重大な關心を持つべきものであり、又市町村長が保護を行うに當り、濫費に陥る弊を避け得るからである。一應市町村が支拂ふこととしたのは手續の簡易化を圖るためである。保護施設の事務費もその施設で保護又は援護を受けてゐる者の保護費を負擔する市町村が保護又は援護を受けてゐる者の人数に應じて負擔するのが原則であり、これに對して國と都道府縣が保護費と同率の補助をする。市町村、私人等が設置する保護

施設の創設その他の設備費も補助を通じて國がその二分の一、都道府縣がその四分の一を負擔する。この法律を施行するための經費は昭和二十一年度においては約十五億圓が計上された（その他緊急生活援護費等と合すると三十億圓に達する）。その他都道府縣と市町村の負擔が、夫々約二億圓に上るがそれら對してはその財源として分與税が増額配布される。従來貧困のため公私の生活扶助を受ける者は衆議院議員の選舉權及び被選舉權を有せず、又市町村の公民權も喪ふこととなつてゐるのであるが、現今のような激動期に生活保護法の生活扶助を受けてゐる者に對してもかゝる建前をとることは不適當であるので、地方制度改正法律案においてはこの缺格條項を制することとなり、衆議院議員選舉法についても同様の措置がとられることとなつた。

三 養老事業

我が國における養老事業は養老院を中心にして發達してゐる。諸外國においては養老年金制度が實施せられてゐるが、我が國では古來の家族制度の發達から老人は夫々の家庭で扶養せられて兎に角護られて來た。そのため養老年金制度は特別な保險事業として發展しなかつた。生活困難の孤獨の老人は養老院を收容扶助されたため、養老院は社會事業施設としても相當慈善臭のあるものであつた。

規模の大なるものには東京養老院、浴風會浴風園、弘濟會養老部、大阪養老院、札幌養老院、京都養老院、佐賀佛教婦人會附屬佐賀養老院等があり、その他に各地に個人經營の施設も相當見られる。昭和十九年三月の調によると、團體數一二七、内公立三八、私立八九、在院者數三、一五八八、男一、二九二人、女一、八六六人となつてゐる。その收容者の年令も六十才未満のもの五九七人、七十才未満のもの九八七人八十才未満のもの一、一九二人八十才以上のもの三八二人である。

これらの收容扶助せられてゐる老人は、一般の老人と異なる性格を持つてゐるものが多くその取扱ひにも専門的技術が必要である。我が國の家族制度が崩壊にひんしてゐる今日、養老年金制度の確立は絶對に必要なつた。又養老院も一般的な社会施設として、さらに普及され改善されねばならない。

四 行旅病人及び行旅死亡人の救護

行旅病人及び行旅死亡人の取扱ひについては、明治三十三年制定の行旅病人及び行旅死亡人取扱法がある。この法令の趣旨は旅行中の病人、例えば飢餓凍餒に迫り、若くは妊産婦で歩行に堪えない者等で救護を要する者、及び旅行中死亡した者を保護するものであつて、この保護は先ず當該市町村が當り、市町村長は速かに扶養義務者又は家族に引取方を通知する。もし引取人のないときは都道府縣

知事にその引取りを求めるのである。この救護費は原則として本人又は扶養義務者の負擔となるべきであるが、窮乏の不能な場合は救護費の道府縣が負擔することになつてゐる。この行旅病人及び死亡人は人口が増加し、其救助の難しくなるにつれて救護地及びその近傍に増加する傾向が表われる。特に戦時中は更に増加した人達があつてもなく田舎を流れ出て行旅に病み、或いは死亡したものが相違あつた。

五 震災救助

我が國は氣象風土の関係上、天災地變の災厄が非常に多く、従つて古來震災救助に関する制度は充つてゐた。明治の時代に於ては、明治の時代になつて其の十三年に政府は震災救護法を制定した。この法によると國庫は毎年百二十萬圓を支出してこれを中央と道府縣とに分配し、道府縣はその外に公債金を徴収して補填することになつたのである。その結果、中央も道府縣も補償金が非常に豊富になつたので、明治二十三年からは國庫の支出も、府縣公債金の徴収も停止するに至つた。更に明治三十二年に亘り、政府は震災救護法を改正して、新に法律第七十七號を以て震災救助基金法を制定した。又北海道震災救護法は明治三十八年、沖繩震災救護法は明治四十二年に

開眼診療の奨励等と中央盲人福祉協會では行つてゐる。戦争による中途失明者は他の一般盲人と共に舊原御用邸の「光明寮」に收容し、針灸灸接等の技術を四年間修業せしめ精神訓練も充分に授けて社會へ出してゐるが、收容能力は僅かに六〇名である。この種の職業指導施設が十萬餘人の盲人のためにも速に擴充されねばならない。昭和二十二年東京都祖師谷にこれと同一の施設が開設された、中途失明者は先天的失明者とは全く異つたものであることをこゝに附記して置かねばならぬ。

七 戦災者、引揚者の保護

戦災者、引揚者の保護機關としては、恩賜財團同胞援護會がある。同會は昭和十九年十月に小笠原群島、西南群島等の各島嶼より引揚げて來た老幼婦女子及びその遺族に對し、國民の協助精神により保護機關の充全を圖るため設立された財團法人戦時國民協助會が、空襲の激化に伴い戦災者の保護に移行し、その事業を行うこととなつて同二十年三月名稱を財團法人戦災援護會と改めた。その後戦災の擴大するに伴つて多額の御下賜金を給わり、全國各都道府縣に支部を設けて積極的に活動を始め、その後昭和二十一年三月政府の指示により恩賜財團軍人援護會と合體して、名稱を同胞援護會と改め、國民同胞會として政府施策を補充し、戦災者、引揚者及び生活窮迫者の保護に當つてゐる。そ

の主たる事業は、戦災者の保護、戦災者保護施設の運営及び委託、生活必需品の調達、頒布、職業指導、授産、育児資金の貸付、集居指導、住宅斡旋、戦災地域の農園化、生活相談所の設置、救護宣傳、慰問祭の施行等を行つてゐる。實見の援護下も種々の方策を講じてゐる。

（第三節五、戦争の影響頁六三頁五六四頁を参照されたい）

八 浮浪者の保護

終戦直後、上野鶴軍を渡境として浮浪者群が、約三千人以上になつた。これらの浮浪者は上野地下道を假住居としていたが、幕では取締りを嚴重にし、昭和二十二年には、上野その他にヤンド村を作り、毎晩約五十名近くの者が收容されている。これを一まとめにして夫々の宿泊施設を造りこんでゐる。但しこれ等の浮浪者の中には相當の現金をもつてゐる者もないではない。金のある者が何故浮浪者の仲間入りをしてゐるか。これには原因がある。即ち都内の簡易旅館は戦前四百十八軒もあり、約二萬人の客が收容されていたが、現在は八軒という状態で、多くのものが簡易宿泊所から閉め出しを食つてゐる現状にある。幕では浮浪者のため、テント五十張りを買入れ、千人の客を泊め、一泊五圓の料金をとることになつた。

これらの浮浪者を見ると、年令は廿六才から三十才のもの二六五人(男二三五、女三〇)、二十一才から二十五才二四五人(男一九一、女五四)、三十一才から三十五才二六六人(男二〇二、女二四)、三十才から四十才二二一人(男一九七、女一四)で、職業のため住居を失つたもの三九六人、女の中には家出五九人、誘拐にまゐるもの五人、病死、戦災病死、未歸還等で、夫のないもの一九名という割合で、乳兒を抱えた女の多いことが殊に目立つ。職業は男の方は運搬業人夫三七四人、建設三二〇人、露天手傭六三人、傭人一三二人、路上新聞賣二七八人、パタ屋三二人、無職一五三人、女は露店手傭四五人、職の女二九人である。月収は百圓蓋一八人(男一三人、女五人)、五百圓から六圓、三八一人(男三四一人、女四〇人)、千圓(男六〇人、女三人)、四千圓(男四人)である。學歷は大卒一人、大專中退三人、專門學校卒五人、中等學校卒八一人、國民學校卒五一一人、女では中等學校卒三人、國民學校卒一五二人となつてゐる。尚ち一千五百圓十四人の上野驛車の無宿浮浪者の昭和二十一年十一月現在の實態はこのようなものであつた。

全國の救済施設には、多かれ少かれ浮浪者は随その他の難民場に出立し、人目を避けている。これらのもののために救済施設が出来たが、その生活は非常な苦境にまじつたものであり、救入が困難なつても救済施設が不足するに至る危険性があることを懸念すべきである。

第三節 民生委員

民生委員は従来の方面委員制度を改めて出来たもので形式的には岡山縣における調査團員及び大阪府に於ける方面委員を基とすべきものがある。民生委員を規定する民生委員令は昭和二十一年十月一日公布、同令の施行に伴つて廢令された。

民生委員令

民生委員令は昭和二十一年十月一日より實施せられ、同令に依り約十四萬人の民生委員が全國に發令された。次に民生委員令の概要を説明しよう。

(一) 民生委員職務

民生委員は社會の困難を軽減するため仁愛の精神をもつて保護團員のことを主とするものである。故にその職務はひたすら仁愛にあるのである。

(二) 民生委員の選任

民生委員は市町村の長官が選任される。市町村の長官は市長、町長、村長である。民生委員の選任は市町村の長官が選任する。市町村の長官は市長、町長、村長である。

民生委員の選任は市町村の長官が選任される。市町村の長官は市長、町長、村長である。

(三) 民生委員の選任、任期

民生委員は地方長官の推薦によつて厚生大臣がこれを委嘱する。地方長官の推薦は市町村に設置された民生委員推薦委員が推薦したものによつて都道府縣に設置された民生委員監査委員会の意見を徴してこれを行う。

民生委員は名譽職で任期は二年であるが特別の事情によつては任期中でも解任することが出来る。

(四) 職務

民生委員は擔當區域又は事項を分つてその職務を行うのであるが次の如き職務がある。

- 一 生活状態を調査すること
 - 二 保護を要する者を適切に保護誘掖すること
 - 三 社会施設と密接に連絡しその機能を扶けること
 - 四 必要に応じて生活の指導をすること
- この職務については地方長官の指揮監督を受ける

(五) 民生委員会

民生委員は地方長官が關係市町村長の意見を徴して定める區域毎に民生委員会を組織しなければならない。

地方長官は必要があると認めるときは、關係市町村長、その他適當な者を民生委員会に加わらしめることができる。關係市町村長又はその委任を受けた者は民生委員会に出席し且つ意見を述べることができる。その民生委員会は次の様な任務を持つてゐる。

- 一 民生委員が擔當する區域又は事項を定めること
 - 二 民生委員の職務に關する連絡及び統制をなすこと
 - 三 必要な資料又は情報を集めること
 - 四 民生委員の職務に關して互に助み研究及修養をなすこと
 - 五 その他民生委員が職務の遂行をする必要な事項を處理すること
- 民生委員会は民生委員の職務に關して必要と認める意見を關係官廳に具申することができる。

(六) 費用

民生委員推薦委員会、民生委員監査委員会、民生委員会の費用は都道府縣の負擔である。尙少年救護委員は民生委員令による民生委員を以てこれに充てることになつた。

第四章 住宅問題

一 終戦後の住宅問題

終戦後厚生省は緊急措置として「福見都市緊急簡易住宅建設要綱」を決定し、全国二二〇萬戸の全焼全壊家屋中二割が緊急生活を續けて居り、その中七割が跡地に建てるものと見て、昭和二十年度に全国二十萬戸の緊急簡易住宅を建設せんとしたのである。これに對し庶民金融庫では一億二千萬円で資金を年三分六厘の低金利で融通することとなつたが、この簡易住宅は資材の不足から計畫通りに進ばなかつた。昭和二十一年三月末日における實際状況は次の如くである。

	計 畫	實 施 済
新 築	一七〇、〇〇〇戸	八二、〇〇〇戸
修 繕	三七、〇〇〇戸	二二、〇〇〇戸
計	二〇七、〇〇〇戸	一〇四、〇〇〇戸

この計畫の外自由建設を含む住宅を見ると十六萬五千戸が完成されている。昭和二十年十月にもつて東京圏では緊急住宅として約一萬戸の住宅、即ち七年の一月量（東京圏）の緊急住宅の二月量に達した。この緊急住宅の建設状況を、さらに詳しくは、

小屋の補工資材の提供、及び焼跡の堅牢建物の住宅化を計つた。又工場寮、軍隊兵舎の改装によるアパートの提供が進められた。

十一月十六日閣議は「昭和二十年十一月五日閣議決定の緊急住宅建設要綱」を附議決定し、即日實施した。即ち政府は、引揚法等のため建物の工作物を住宅として指定する者のために費用を指定することを認めたものである。

昭和三十二年四月にはこれに従い第一急務金より總額四千七百七十五萬三千圓を支出することに決定し、緊急住宅建設費補助金三億七千五百萬圓、被災緊急建物の住宅化及び工員宿舎費用費一千十萬圓を計上した。これに依つて東京圏では五萬戸を三十五區と八王子市の被災戸数及傾小屋、緊急生活を計上して資材を拂下げることとしたが十二月迄にはその申込数は次の通りであつた。

資材拂下げ申込	一六、九八四件
貸家組合建設	四、六四五件
貸家申込	一一、〇六九件
計	三二、六二九件

東京圏、東京圏外、東京圏内の合計

又堅牢建築物住宅利用は十一月二十日現在において次の通りであった。(世帯数)

世田谷野戦重砲隊	四四七
東京第一三部隊	四三七
内閣統計局	一三二
鴻巣石渡國民学校	一一六

これは六千世帯の必要量の三三%の收容に過ぎない。

新貸家は都の計畫に反して實狀は十二坪で最低家賃二百圓十五坪で三百圓という高値であるため金
難緊急措置による五百圓生活には全く生活不可能なことであつた。併しこれは規定上は封鎖支拂が許
されることになつた。

復興院では住宅復興計畫を二億二千萬圓計上し、簡易住宅補助九、三〇〇萬圓、既存建築物修補助
九百萬圓をこれに當てている。併し日僑労働者の團費金は昭和二十年十一月十五日において連合軍
最高司令官第二次報告書日本の篇は最高、最低を次の如く發表している。

大工	五〇圓—一三〇圓
左官	五〇圓—一五〇圓

畳職	三五圓—一三〇圓
船管工	四〇圓—一三〇圓
ペンキ	五〇圓—一三〇圓
自由労働	二二圓—一〇圓

このような状態であるから、今日においては普通の生活者は新築は全く不可能となつた。

昭和二十一年三月末日における復興狀況は群馬縣四割七分七厘、埼玉縣四割五厘、石川縣三割六分
七厘、三重縣三割一分五厘となり木材の生産地や罹災の割合に少い地方が早い様である。戦災復興院
では八月に「復興住宅建設基準」を作成した。これによると住宅の規模は次の通りである。

専用住宅家族一人當り最小一五平方米、標準二〇平方米で、生活様式は椅子式とし、食事と就寢は
分離するようにし、家具は作りつけである。都市の住宅は一棟當り最小三百平方米とし、これに充た
ぬものは共同建築とし建物は敷地の二割以下を標準とする。資材の關係上十二年計畫で木造六割、コ
ンクリート及びコンクリート附属建築その他混用建築四割で第一年は廿五萬戸を目標としている。な
お都市の住宅は今後住居と職場を出来るだけ分離する方針である。

八月十五日戦災復興院では、「戦災都市における建築物の制限に関する勅令」を公布、即日實施した。

その翌十六日には建設部が東京地方委員會が開議され、文教復興等の特別地區指定、地下鐵新線計畫、公園、防火地區、再興計畫等諸般の刷新案等案が帝都復興の刷新案が決定した。が、その反面引揚者約四百名が二十日豊川郡海、川南、御町三國民學校に住所を求めて入り引揚者住宅獲得委員會本部を置き都と交渉を開始した。このため都では引揚者の收容施設として厚生省から一千七瓦高圓輸出の許可を受け九百名を收容し得る都下西多摩郡加住村官岡光學工業寮その他五施設を引揚者に開放することになった。しかしながら三坪乃至六坪の集合小屋生活者は未だ都内に散在している。又農村生活をしている農村の引揚者、開借生活者、假小屋居住者は豊の多い豊の居間で農村生活を圖けている。次第に増加してくる引揚者、復員者が農村や中小都市に入り込み住宅の生活面積は益々狭小になつて来た。引揚者の中には住宅が無いため浮浪者の群に入り無料宿泊所、一時宿泊所等の生活を續けているものも多い。

生活困難者の住生活は一般國民の住宅不足と相俟つてさらに著しく希望のないものとなつている。我々はこゝに社会施設を完備した集團住居の設計を考えねばならない。貧困者の住生活については過去の壓迫された封建的な放任から今や我々は改革を解放し、國家又は公共團體、組合等の手によつて住宅の安定を興えねばならぬ。集團として經濟的な集團住宅が困難者の文化を高める明るい理想を實現することが最も必要である。

住生活の面に在ける社会事業は我が國においては未發達である。特に極貧者の住生活に関する劃期的設計は建築技術上からその専門家に依つて緊急に考慮されねばならない。これなくして都市復興計畫は進んで難いのである。

九月十五日から戦災都市借家臨時整理法が施行されたので、これにより戦災建物、疎開建物の借主、疎開建物の舊地権者及び戦災土地建物法令に基づいてバラタラ等を所有するものなどは建物を建て替へるために戦災土地又は疎開跡地を優先的に借用出来るほか戦災建物、疎開建物の借主は其の場所の新築建てられた借家を優先的に借りることが出来るようになった。戦災復興院ではこの法の適用を受ける東京都三十五區外全區百八市町村校場に相談所を設け戦災者に對し疎開跡地をめぐり、借地権取得などの仲介を圖ることとなつた。また交通局關係戦災復興委員の救済のため、東京都交通局住宅委員會は都バスの車體を利用して、都内二十三ヶ所を建設二六七臺のバス住宅を作つた。十月七日新築住宅の貸付命令が公布即日施行され、貸付料、借出が重要となつた。

住宅政策では復興住宅の二萬戸十月に完成したので同二十八月から戦災中心の受給を始めた。これは東京市所管内では市内の二五の、千代田、市所管の二五の、計四〇戸である。復興は二一

間又は三間で、二戸建が多いが、専断住宅と被せて高級で耐久力に富んでいる。この住宅の申込は受付数が四十六倍の二萬二千に達し、如何に住宅を求める被災者、引揚者が多いかを如實に物語っている。名を真近に控えて全国の至る所で被災者や引揚者が臨時の学校教室を追われたり、削込みにすげない座置をとられて泣いている。というのが昭和二十二年の現状である。

二、爆舎、バラツタ生活

昭和二十年十二月三十一日現在の厚生省社会局調査によると、全国の要保護世帯の住居状況は次の如くである。

種類	バラツタ世帯	爆舎世帯
被災者	一七、三二八	三、六〇六
引揚者	一、六五六	二二一
疎勤者	一、九七七	六八六
復員軍人	一、〇七七	二三四
軍人遺族	一、七七五	五八九

在外者留守家族

三、三四七

八七六

一般市民	一、一八〇	二、五〇六
一般市民遺族	一、一五二	一、四〇六
一般市民	三、八、五二五	一、一、三三三

以上、調査の結果をみると次の通りである。

種類	爆舎	バラツタ
被災者	七五、六九四	五〇、三二六
引揚者	一五、六三三	一、七、三三三
疎勤者	一一、五五六	六、三二五
復員軍人	七、二〇〇	六、〇八二
軍人遺族	一、三四二	六、五〇五
在外者留守家族	一、五三三	一、一六〇
一般市民	一、五二二	七、二二五
一般市民遺族	一、三二五	一、一、三三三

計 二五六、七四六 一一一、八九五
その比率を見ると次の通りである。

種別	自家	借借	同居
取戻者世帯	七	三三	二二
引揚者世帯	九	二八	三二
離職者世帯	一九	一九	二二
其の他の世帯	三五、四九	二一、一六	六一、一三
合計	二九	一九	一三、六

三 大邸宅開放措置

借居住宅利用の強化（昭和二十一年度第二次住宅対策要綱）

- 一 本件の対象となる借居住宅とは使用の現状からみて著しく借居があると認められる住宅で構造上二以上の世帯を容れ得るものとする。其の認定標準は右の通りである。
- 二 借居住宅は二以上の世帯を容れ得る住宅で其の住宅の居住人員が標準世帯から二

を減じた数に満たないもの

(一) 借居に該当しない住宅で、其の住宅の構造及び規模が、現在の使用状況から見て著しく借居があると認められるもの

標準(一) 居室とは居住の用に供する室をいい、玄関、廊下、階段室、洗面・手洗所、浴室、物置、廊下、洗面の類を含むこと

(二) 居室数及び居室を算定する場合に浴室を含むが専ら業務上の目的に使用せられる部分を除く

二 借居住宅の所有者又は占有者はその住宅の居室数、世帯数及び居住人員等に就て届出を要することとし、此の場合其の住宅の一部を他人に利用させる場合の希望及び条件を併せて申告させる。

三 市町村役場に借居住宅を確保を備えつけ公衆の閲覧に供する。

四 借居住宅の開放、利用者の決定等に當つては之等の所有者又は占有者の現在の窮乏せる住宅事情に對する認識と同種補助の精神とに期待し、且住生活の特殊事情を考慮してなるべく所有者又は占有者が自發的積極的にこれを行うよう指導勸奨し、負擔の軽減はできるだけこれを避けることとし、自發的精力が期待し得ない場合には必要に應じ地方長官に補助を以て行なはる。

五 地方長官に補助を以て借居住宅の開放、利用者の決定等を行はざる場合は事前に通告する民間

賠償し他國有利買戻の取扱を講じた。そのため當時七一方所であったものが年々増加し、昭和十一年には市町村管一〇六八、公益法人経営二三、合計一〇九一方所の設置を見た。今次戦争中は一時極めて成績がよくなかったが、敗戦後都市の公益買戻は再び活況を以てし始めた。各府縣には農村の公益買戻もあるが、不況になれば自然放棄利用も多くなる状況にあり、その必要性が認められている。

戦災前の公益買戻の数は、七一七カ所であつたが、昭和二十一年五月末現在には六四六カ所となつてゐる。府縣別に見ると北海道の七三を筆頭に、愛媛五四、山口三六、廣島三四、青森三一、和歌山、埼玉二七、埼玉、兵庫二六の順で進んで農村縣に多い。東京は戦災前三七、現在一五、大阪戦災前三一、現在二五、神奈川戦災前一三、現在七である。市所在のものは戦災前二二〇、現在一五二、町所在のものは戦災前二二八、現在二三五、村所在のものは現在二六九となつてゐる。昭和二十年度の利用状況をみると貸付口数之二七、九八四、貸付金額七、五〇七、三九一圓、一口貸付額平均三二四九十三圓であり、その一口貸付金額は一口百圓一世帯五百圓を限度としている。但し現在では運轉資金の充てん、金融緊急措置等で公益買戻の用途は相當に制約せられてゐる。

二 公設市場

公設市場は公共又は公益團體で經營し、食料品その他日用生活必需品を廉價又は公定價格で供給すること共に、一般物價の不當騰貴を抑制し、庶民階級の生活を保護する小賣市場であつて、大正七年大蔵省が市會市場四カ所が開設されたのがはじめである。その後政府の獎勵で数を増したが、物價下落時代には消極的となり、戦時時代には必要とされて戦時に入つたが、戦時の物不足から大半は無くなつてしまつた。又その建屋も戦災で焼失し、敗戦後は開市等のためおされきみであつたが、各地にその必要性が叫ばれ、次第に復興のきざしが見え始めた。

三 共同宿泊所

共同宿泊所は労働者その他の小額所得者、又は家庭のない浮浪者等に対して低廉な料金を又は無料で宿泊設備を利用させ、かねて慈善事業を得せしめる施設である。我が國では徳川時代初期に佛敎徒の慈善的救濟施設として東北地方の各所に設けられた「助小屋」が開通路に利用せられた「善後宿」の如きものが、比較的近世の無料宿泊所であるといえる。共同宿泊所の主要対象は二大別される。一、戦時浮浪者又は日傭労働者等の家庭を持つていないものを対象とするものと、戦後失業、収入不足等で困む労働者等とその他の小額所得者を対象とするものとの別けら

六 授産施設

授産事業は徳川幕府における非入小屋、蘭の蘭、人足寄場がその初めである。これらの制度は囚人や浮浪無宿の徒を收容して、勞役を授くるものである。それら勞働殖民地の制度は收容労働者の救済と同時に、その教化及び職業訓練等を加味している。多摩河畔に上官教會及び救世軍が六ヵ月農業訓練をした後、滿洲移民として移住させたのも、これに属している。自由労働者の授産事業は婦人に対するものが多く特に關東大震災後に目立つてきた。即ち東京市内五ヵ所の授産場計畫が一、九三〇人の就業者があり、縫製、ミシン等の授産を行つた。

授産事業には授産のみを行うものと、職業訓練を併せ行うものとある。項目も和服裁縫、洋服、製紙、織物、ミシン、織物、手袋、刺繍、靴下、手袋、足袋製造金屬工產品並びに家具木工、紙、竹細工、製菓、農産品加工、農具製造、小機織等を行つてゐる。

政府者にも何等の條件を附すものも、生活困難や不具職業者や失業者の如き特殊條件を附してゐるものがある。就業の場所も一定の授産場において行ふものと、各家庭に仕事を創して行ふものがある。臨時的就業を行つてゐるものもある。従つて、授産事業は多岐にわたるものがあり、極めて多岐にわたるものがある。

關東のものもある。戦中軍需品の製造に力をそゝいだ授産場も、敗戦後は再び元の姿に歸り生活困難者や海外引揚者のために、授産を行ふことになつた。昭和二十一年五月末の授産施設数は一、〇一八ヵ所となつてゐる。昭和九年三月には公設二八、私設一二五、合計一四三ヵ所であつたものが、約七割増に増加した。

第六節 保健施設と保護事業

我が國における保健及び保護保護事業は一般的なものの特種なものに分けて考へられる。一般的なものには児童養育會、日本赤十字社、保健所、保健婦の如き施設又は事業が行われてゐる。特殊なものには精神病、結核、癩、花柳病、梅毒中等、急性傳染病、トラネーム等の施設がある。

一 一般救済事業

救済事業は児童養育會を中心とし、私立施設病院及び診療所等で、これらが生活困難者の救済の大部分を担つて活動している。昭和七年當時救済法による救済者は約四萬人であつたが、昭和二十一年六月末日における救済者は五九、〇三六人員にして二〇二、八七九人とあつた。

た

明治天皇と財閥の誕生

明治維新後、文化の移入と新産業の勃興によつて我が國にも各級の社會問題が起つたが、殊に明治中期以後には、文化産業の目覚ましい發展に伴つて貧富の差が甚しくなり、疾病を患つても醫藥を給することの出来ぬものが年々多きを加へた。明治天皇は赤子養育の御恩召により明治十四年二月、月謝金と御内帑金百五十萬圓を慈善救済の費として下賜せられた。時の御書は次の如くである。

「朕惟フニ、皇國ノ大勢ニ隨ヒ、國運ノ伸張ヲ要スルニヨリ、方ニ急ニシテ、經濟ノ發達ニ本マリ、人心勵ムスレハ、其ノ傾向ヲ導クニ由リ、故テ醫藥ヲ宜ク奨メ、比ニ醫士、皆獎勵シテ業ヲ勤メ、朕ヲ效クシ、以テ健全ノ體ヲ達ケシムヘシ。若夫レ貧苦ノ病民ニシテ、醫藥給セズ、天壽ヲ終フルコト能ハサルハ、朕ガ最極ニシテ憐カサル所ナリ。乃チ慈善救済、以テ濟生ノ道ヲ弘メムトス。故ニ内帑ノ金ヲ出シ、其ノ資ニ充テシム。斯クテ朕ガ重ク望ミ、宜キニ施シ、之ヲ積置ク。永ク衆庶ヲシテ國ノ所アラシムルコトヲ期セシム。」

此の御書は、慈善救済として、明治天皇は明治十四年二月、御書に於て、

（外資募集）	募集額	募集者	有價証券	合計
東京會社	一〇五	東京會社	五九八	七〇三
大日本會社	一六	大日本會社	三〇二	三一八
小石川	二二八	小石川	一〇八	三三六
計	二六九	計	一〇一	三七〇

明治二十年十二月と明治二十一年十二月との比較
 明治二十年十二月 一、三六〇
 明治二十一年十二月 一、六六四
 明治二十年計 一、二、〇〇〇人の増加
 明治二十一年計 二、八二九人の増加

（外資募集）	募集額	募集者	合計
東京會社	一〇五	東京會社	一〇五
大日本會社	一六	大日本會社	一六
小石川	二二八	小石川	二二八
計	二六九	計	二六九

日本の衛生事業

乳児健育所小児科施設

計	一五五	七二	一一	二八〇
合	一五五	七二	一一	二八〇

昭和二十一年十二月新入院患者

二十年十二月	二八〇
二十一年四月以降累計	一、七三七
二十年	八二五
右の増加数	九二二

巡回看護訪問戸数	一九八戸 (二三二人)	患者	一四〇	軍人家族	二三	其他	三五
巡回看護訪問戸数	六六戸 (九三人)	患者	一五	其他	一七		

二 保健所

結核予防の民衆指導に當ることとその重要な使命として設けられたものが保健所である。保健所と類似の施設で健康相談所と稱したものが戦時中時とて相違各地にあつたが、それらは戦争中に大抵保健所と稱する名稱に統一せられた。その例、大連市では健康相談所、長春市では健康相談所、七百里十の

所設置せられた。この保健所はアメリカにおけるヘルス・センターを真似た施設であつて、単に結核病の指導だけでなく、その所在する人口十萬位の地域を管轄して、すべての衛生上の指導を行うことを使命とするものであるが、今日の日本では結核が最も蔓延しているもので、その事業に力を入れていゝる。故に保健所には優秀なレントゲン検査の設備があり、結核検査、人工氣胸治療設備、B・C・Gワクチン、ツベルクリン皮膚検査等を民衆の需めに應じて行うようになつてゐる。故に保健所には結核に罹れた患者と何人かの保健婦がいて指導に當つてゐる。

昭和十二年四月保健所法が制定せられ、國民全數の保健上必要な事項を指導すると同時に妊産婦及び乳幼児の保健衛生の向上に努むるため保健所が設置された。終戦後昭和二十一年の保健所数は六六三カ所である。

三 保健婦

我が國における保健婦制度の事業は平安朝延喜の頃、理髪といふ餘があつて農田に行つて萬の病に苦しむ人を救ふ、藥と物を求め導いて與へ、或は病宅に入り藥物を施し、しかも醜陋によつて差別を受けず醫術を習ふたかゝつたといふことが元來傳説や今昔物語に見えてゐる。近代的保健婦事業は明

昭和二十年代であるので、同志社の新島襄氏が本國宣教師等の協力によつて看護婦養成を開始したことに始つてゐる。その後中絶し東京の芝罘新橋町において、婦人会が看護となり大正十一年十一月乳幼児看護婦養成を行つたのがこの事業の初端となり、大正十二年の關東大震災を契機として、キリスト教青年會における震災看護婦の巡回事業を目的とする講習會、済生會臨時看護班の設置等を以て、そのはじめとも考えられている。この創設期以來各地に普及し、都市救護機關、農村協保團體、社會事業團體、産業組合、國民健康保險組合、健康相談所、保健所、工場、東北更新會その他を設置主体として各地に進歩をみせた。昭和十二年には保健所法が制定せられ名稱が保健婦となつたが、それまでには、救護指導員、保健指導委員、巡回看護婦、巡回査察、社會保健婦、企業衛生看護婦、衛生防衛指導員、救急隊を数えていて統制がなかつた。昭和十六年七月十日厚生省令第三六號を以て保健婦規則が制定せられた。同年四月十六日厚生省令第三〇一號で公立保健婦養成所指定規則が制定された。同年十一月日本保健婦協會が結成せられた。保健婦の養成事業、保健指導員、産業組合、農協指導員及び衛生の普及活動から、救護指導員及び地方の活動している。農村においては特に救護指導員が中心となり、農協指導員も中心となり、農村の衛生に努力して来た。農協指導員は一般に農村の衛生を指導し、農協の衛生指導員として活動している。昭和二十一年の保健婦数は一

三、〇七一名となつてゐる。

精神病者

精神病者もその精神病者の数は社會生活が複雑化するに伴い、年々増加してゐる。精神病者の治療に關しては明治三十三年制定の精神病者看護法及び大正八年制定の精神病院法がある。精神病者の看護に關すると共に、その救済保護を目的として精神病院の設置を奨励した。昭和二十一年四月、五月、六月の精神病者看護法による救護人員数を見ると四月二、二九一人、五月二、三〇一人、六月二、三三三人となつてゐる。併し乍ら、戦時中の経費によつても全國の精神病者は五、六十萬人、精神看護者(救護者)百五、六十萬人、その他重しい性格異常者三百萬人以上と推算されてゐる。戦時後特に國民生活の不安定が近因となつて、憂慮すべき能率低下等の現象が增加してゐる。精神衛生的社會政策として、我が國はその施設が全般的に不備で決定全國五十萬の精神病者を對し治療者は現在約二萬人足らずの患者の救済力しかない状態である。

結核

結核の患者数は年々増加してゐる。

結核は我が國において特に關心を要する疾病である。我が國の結核死亡は大正七年の死亡率人口一萬に對し二五・三人を最高にして漸減したが、昭和八年度よりは稍々増加を示し、昭和九年度は一九三人となり再び増加し、昭和十八年には二二・五人となつた。遺憾ならず昭和十九年度の結核死亡率の統計は内閣統計局の火災のため焼失したが、今次の戦争により終戦後はさらに著しくこの率を上昇させている。即ち昭和十九年は二四・二人、二十年は二八・二人で結核死亡者は二〇三、〇二八人に達している。戦前結核の死亡数を見ても昭和十六年は二一、〇四〇人、十七年は二九、二六九人、十九年は三三、一二四四人、二十年は三六、三六七人となつてゐる。

昭和二十年九月十一日厚生省は「復員に伴ふ結核療養施設に關する件」十月六日に「復員者結核療養に關する件」の通牒を發し、患者の檢診、療養管理、療養、療養指導、療養接續(B・O・G)等を復員者に優先せしめ、殊にには臨時療養施設を實施した。

昭和十七年日本結核協會が結核療養十萬の完成を目標として出發して以來、施設は次第に整備せられ、現在六二、二二二床があるが食糧事情逼迫のため空床多く、入院患者數二二、六六四名、利用率三六、四三%に達しない状態である。

次に結核療養施設を調査すると昭和二十二年一月現在、全國における数は次の通りである。

國立	三六	二八、七〇〇床
健康保險施設(千葉)		一、五〇〇床
日本結核協會		
結核療養所	七九	一七、六四〇床
養護院	七〇	五、二〇一床
救世軍養護所	二七	一、七六八床
公益法人療養所	二七	二、六一八床
私立療養所	四三	二、九〇四床
合計	二八三	五九、三三二床

尙この数字で公益法人と私立の療養所には宮城、秋田、茨城、千葉、山梨の五縣は含まれていない。

六 痲瘋

世界屈指の痲瘋國として知られてゐる日本は明治四十年三月「痲瘋傳染法」が公布せられて痲瘋患者が制限し、其の公立の痲瘋療養所が設置され、昭和五年十一月には、療養所が、皇太后陛下が御内

の養育所には本島嶼島嶼の保育所があり、昭和十八年に三六七名の児童が救済保護せられた。
次に国立養育所の所在地を示そう。

名稱	所在地	收容人員
長島愛生園	岡山縣邑久郡安掛村	一、五〇六人
栗生樂泉園	群馬縣吾妻郡草津町	一、四〇八人
星城敬愛園	鹿児島縣鹿屋市	一、〇八九人
東北新生園	宮城縣登米郡新田村	一、六〇四人
多摩全生園	東京都北多摩郡東村山村	一、二〇三人
松丘保養園	青森縣東津輕郡新城村	七四四人
邑久光明園	岡山縣邑久郡安掛村	八八六人
大島青松園	香川県木田郡庵治村	五九六人
菊池忠貞園	熊本縣池田郡合志村	九四四人
駿河康養所	静岡県駿東郡富士岡村	

註 昭和十八年度は表中には記載しなかつたが、多岐愛一院の児童も收容し

私立 勝山養生病院	静岡県駿東郡富士岡村	八二人
私立 身延療養園	山梨縣南巨摩郡身延町	四七人
私立 待勞院	熊本縣島崎町	四四人

昭和二十年十一月末日現在の国立私立の養育所入院者男女別数は次の通りである。

子供 男	一七三人	女	一三七人
大人 男	八九六人	女	二、九四七人
合計	九、一五三人		

七 花柳病

花柳病の預防については政府は明治九年各府縣に梅毒の檢査法を實施させ、三十一年に梅毒取締法を制定した。昭和二年には花柳病預防法を制定公布し、實際上、花柳病傳播の虞ある者を診察せしめた。診療施設としては厚生大臣の設置命令により、市其の他の公共團體に設けた診療所の外、都府の公私立診療所を市町村の代用診療所として指定している。本法により花柳病患者の寛延及びこれを知つての寛延者も若くは事前行爲には罰金を又は懲戒を課する事となつてゐる。梅毒検査命令書の類

第一表 20—21年麻痺性毒中毒患者

病名	昭和20年	昭和21年	増減
麻痺(含疫痢)	11,142	12,267	+ 1,125
アフリカ	14,169	23,885	+ 9,716
チフス	2,911	4,195	+ 1,284
瘧疾	642	17,299	+ 16,657
コレラ	0	311	+ 311
傷寒チフス	1,360	31,561	+ 30,201
傷寒熱	1,501	1,303	- 198
ダブリア	46,221	29,450	- 16,771
不明原因性麻痺	3,306	,999	- 2,307

戦後殊に敗戦国においては急性麻痺病が流行することが多い。
我が国においても戦時期間の暴化、引續きの増大に伴つて、傷寒チフス及び傷寒が非常に蔓延し、花柳病、赤痢等も亦その数を増し、コレラの發生さへも見た。昭和二十年及び二十一年を比較すると第一級の如くである。
又、昭和十一年以来の患者發生を見ると第二級の如くなつてゐる。

麻痺性毒中毒患者の増加

一三三

麻痺性毒中毒患者の増加

一三三

今日まで「急性麻痺性毒中毒」は、戦時期間中に増加した。戦前の患者の増加を要し、急激な増加は指定した麻痺の治療を命ずることには出来なかつた。戦時期間の拡大は、花柳病は増加した。急性麻痺の患者の治療は、戦時期間中に増加した。戦時期間中の増加は、生活のため依然として入院を要する。昭和二十一年七月二十五日現在の花柳病患者を見ると、患者は三三、四十五、梅毒五八、一五二、急性下痢一三、〇〇〇となつてゐる。

一六 麻痺中毒

麻痺中毒患者とは、麻痺の適用に因つて精神的、肉體的に中毒症状を呈するものを指す。昭和十年より麻痺性毒中毒患者を取締るため麻痺中毒患者を診察する醫師に對し、その患者の住所氏名中毒麻痺の種別等を届出せしむる義務を課し麻痺取締規則の一部を改正強化した。又戦後においては、マ司令部よりの指令により麻痺性毒中毒患者は一切禁止され、特定のものを對し一律麻痺性毒中毒患者の供給が行われ、東京、大阪に麻痺性毒中毒患者が設立され、自治的な麻痺性毒中毒患者が行われた。このため中毒患者は増加されるであろう。現在の中東軍は麻痺性毒中毒患者の増加を恐るゝのである状況である。

九 急性麻痺性毒中毒

年次別傳染病

病名	年次別		11年	12年	13年	14年
	患	死				
コレラ	—	—	—	57	18	—
	—	—	—	30	11	—
赤痢	52,075	15,740	78,284	86,221	97,350	97,350
(症例ヲ含ム)	—	—	38,427	0,218	22,390	22,390
腸チフス	36,938	6,097	38,542	42,132	37,870	37,870
	—	—	6,617	7,077	6,150	6,150
パラチフス	4,775	292	4,480	6,117	5,252	5,252
	—	—	292	503	293	293
傷寒	178	29	90	60	287	287
	—	—	6	6	36	36
瘧疾チフス	1	1	17	—	5	5
	—	—	—	—	—	—
猩紅熱	16,907	287	17,603	19,002	19,307	19,307
	—	—	240	402	494	494
チフス	28,234	4,194	28,111	28,430	35,907	35,907
	—	—	4,053	3,863	4,782	4,782
流行性感冒	1,003	614	839	806	1,630	1,630
	—	—	477	528	820	820

昭和十一年一月一日現在

一三三

患者発生表

15年	16年	17年	18年	19年	20年
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
85,596	58,948	55,864	49,326	64,023	90,551
39,548	14,790	12,344	9,653	11,227	19,011
40,756	40,661	35,651	52,139	57,397	56,103
6,463	6,258	5,517	7,145	7,477	8,073
6,205	6,241	6,277	12,341	15,263	9,841
350	295	274	499	609	521
575	654	395	584	411	1,462
74	97	57	72	47	243
3	87	100	1,414	3,874	2,508
—	7	21	135	619	265
19,327	14,998	12,688	9,934	6,327	2,327
410	264	225	168	131	85
36,412	40,615	44,629	62,490	94,373	80,424
4,388	4,478	4,452	5,424	6,240	7,073
1,483	1,230	826	1,105	1,435	4,165
674	458	530	406	400	1,028

日本社会衛生

一三三

四 釋放者保護事業

犯罪は一般に下層生活者の中に多いが、釋放後も其の特殊な立場のため、世間に容れられず、経済的にも精神的にも生活上の困難が重加し、再び犯罪を行う場合が多い。ことにおいてか釋放者の精神感化につとめると同時に、職業訓練や、書庫に努め、更生の實をあげることが必要になつた。我が國のこの事業は免囚保護事業として民間篤志家によつて實施されてきた。釋放者保護には多くの團體があり、全國に司法保護委員がいて活躍している。

保護者、釋放者保護團體は昭和二十年度末において三〇六團體で、内譯は指導助成團體六七、直接保護團體二三九となつてゐる。その収容定員は三、三〇九名である。

昭和二十年度末現在における収容保護の状況を見ると、起訴猶豫者は一、〇三六名(総人員一三〇名)、執行猶豫者七二名、假釋放者一、七〇〇名、滿期釋放者一、三一六名、其他四六三名合計四、五八七名となつてゐる。

一助保護者は三二二、五八六名の起訴猶豫者は一、〇四二名、刑執行猶豫者は七六六名、假釋放者は一、七〇〇名、滿期釋放者一、三二二名、其他四六三名となつてゐる。この保護の方法は

保護者、釋放者、保護團體、生活扶助、生活訓練、職業訓練、精神感化、精神治療等である。

第八章 兒童保護事業

一 兒童保護の原理

兒童保護の原理はすべての兒童に関する法律の施行に當つて常に尊重されねばならぬものである。即ちこれについては四つの法則が考えられる。

(一) すべての兒童は、心身ともに健やかに育成されるために必要な生活を保障され、その實質及び環境に應じて、ひとしく教育を授けられ、愛護されなければならない。

(二) すべての國民は、兒童が必身ともに健やかに生れ、且つ、育成されるように努めなければならない。

(三) すべての兒童の保護者は、兒童を心身ともに健やかに育成する責任を負い、必要があるとき、國が保護者に代つてその責任を負う。

(四) 國及び公共團體は、保護者の責任履行を積極的に助長し、そのさまたげとなる因子を排除する。

二 乳幼児の保護

一九三七年より引續く第二次世界大戦は男子勞働力の不足栄養及び住居の悪化其の他廣汎に亘る生活條件の變化のため母子保健状態は渺からざる影響を蒙り、戦時中の混亂殊に空襲による病院、産院大學等の保健機關の焼失は母子保健の記録をも焼失せしめ、その詳細な調査は困難な状態となつた。しかしながら若干の資料を基とした厚生省の調査によれば次の通りである。

一九四三年の状態を見ると出生数は二、二六七、二九二。死亡数(除軍人死亡)一、二一九、〇七三。乳兒死亡数、一九六、三一。死産数九三、四七八となつてゐるが、第二次世界大戦の影響は一九四四年(昭和十九年)頃から顯著となり、四五年は空襲激化に伴いさらに著しい出生減退、死亡増加を招來してゐると思われが未だ計算されてゐない。

次に新産兒の體重推移を見ると、一九三八年十一月より三九年一月までと、一九四三年十一月より四四年一月までの比較を見ると、大都市にては、食料不足より體重の減少を招來してゐる姿が見られるが、中都市に於いての減少は未だ證明されてゐない。併しその後食糧事情は中都市においても著しい悪化を來したので體重の減少も亦も推定される。

又、日本赤十字會の調査會、調査會、調査會の調査によつて一九四四年の統計によると五三、一一〇の母乳中母乳分泌の佳良なもの四五、〇三三。不良なもの八、〇七七(一七・九%)となり、その不良なもの原因を見ると栄養不良なもの三四、七%、過勞二四、二%、疾病一一、四%、其他又は不明二八、七%となつてゐる。

授乳婦の二割弱は母乳分泌不良乃至無分泌であり、母乳分泌不良乃至無分泌の約二割五分は過勞により、約三割五分は栄養不良に因るものである。

一九四三年における大都市の母乳分泌状況を乳兒體力検査成績より見ると、次の通りである。

	母乳栄養率	混合栄養率	人工栄養率
東京	六〇・一	二八・八	一一・一
横浜	五九・九	二五・〇	一四・九
名古屋	六四・四	二八・一	七・三
京都	四一・三	二〇・四	三八・二
大阪	六四・一	二四・九	一〇・八

尙全國各地方の集計は人工栄養率は、一九四二年二八・八九%、一九四三年三一・一二%となつてゐる。又一九四五年、七八九月に於ける乳兒死亡六九名、幼兒死亡三九八名の主要なる死亡原因を編

都内配給状況は乳牛四千頭から六十二石七斗の乳がとれるが、實際はその三分の一が乳牛を流れるだけである。これに千葉からの十二石、神奈川からの三石を加え三十六石が都内の消費量となつてゐる。都内八萬の乳児にはこれと乳牛に換算した粉乳五十二石、合計八十八石が確保されなければならない。この牛乳難は乳児の栄養失調を多くし、死亡率は急上昇するものと見られていた。

三、保育所

保育所は明治二十三年六月新潟市において赤澤健美氏が静修学校内に託児所を設け、幼児の保育を行つたのがはじめである。その後明治三十年東京市二葉保育園が開設せられ、次第に託児所の普及が行われた。軍人遺家族のための託児所は明治三十八年横浜市の新潟託児園がそのはじめであつた。

寧ろ保育所は明治三十三年島取殿下に開設せられたのがはじまりで、大正七、八年頃から急速に増えた。

常設保育所は元來労働家庭の足手まといとなる乳幼児を養育し、その生活の安定を図る目的から設置して来た。他動機は家庭婦人の労働の補助の増加といふ面からも考へられ、さらに児童の教育及び健康増進の上からもその必要が認められた。

昭和二十一年三月末現在において全国の保育所数は八七三で、児童数は六八、九六一人となつてゐる。これを昭和十九年三月末と比較してみると、十九年には全数六三六、児童七一、二、八八三六、合計二、一八四であつた。又保育児童は三歳未満八、三九四、三歳以下一六九、九九一人合計一七八、三八五人であつた。又保母は五、九八三人、其の他の保育従事者二、九五〇人、合計八、九三三人であつたが、各地の施設が増設したため非常に減少した。この一例を東京都に見ても明らかによつて復興出来ぬものは保育所公設二一、私設二五〇、幼稚園公設二五、私設二六〇となつてゐる。なお昭和二十三年三月十日現在の東京都の幼児保育施設は次の如くである。

施設数		幼児数		保母	
幼稚園					
公立	二八	二四九〇	七二		
私立	八七	八五〇〇	二五五		
公立	二五	二五〇〇	一一八		
私立	四〇	三三〇〇	一一〇		
保育所					
公立					
私立					

昭和二十二年末においては保育所を五七〇新設し、以後毎年増設して二、八五六施設を新しく増設し、その中で二、七二九を新設する計である。よつて昭和二十二年の保育人員は二、一四、六二一人となる。

規定である。

幼稚園は農村の労働力を調整し、農産物において特産に際せられたい労働者教育の機会を造る上から、その普及が奨励せられ、常設保育所に劣らず、近年その数が飛躍的に増加した。戦後は民主的に農村婦人の自發的な意志により、婦人労働の開放という面からも新に考慮が用いられるようになった。

昭和十九年度における幼稚園所数は五〇、三九五で、園庭補助のあつた施設一〇、〇〇〇、金額四萬圓であつたものが、昭和二十年には補助施設七、五〇〇、金額三〇萬圓となつてゐる。

四 児童相談所

児童相談所には健康相談と就業相談等がある。児童相談所は昭和二年設立の東京府立児童相談所が同年五月五日に行われ、始めて全国的に児童の健康相談は実施された。以後この事業は漸くの大なることを認められてきたがその指導は厚生省、内務省の指導によるものであつた。昭和十一年に厚生省が「児童相談所」の設置を指導し、各都府県に「児童相談所」を設置することを指示した。昭和十三年に厚生省が「児童相談所」の設置を指導し、各都府県に「児童相談所」を設置することを指示した。

児童相談所は健康相談と就業相談等がある。児童相談所は昭和二年設立の東京府立児童相談所が同年五月五日に行われ、始めて全国的に児童の健康相談は実施された。以後この事業は漸くの大なることを認められてきたがその指導は厚生省、内務省の指導によるものであつた。昭和十一年に厚生省が「児童相談所」の設置を指導し、各都府県に「児童相談所」を設置することを指示した。昭和十三年に厚生省が「児童相談所」の設置を指導し、各都府県に「児童相談所」を設置することを指示した。

児童相談所は健康相談と就業相談等がある。児童相談所は昭和二年設立の東京府立児童相談所が同年五月五日に行われ、始めて全国的に児童の健康相談は実施された。以後この事業は漸くの大なることを認められてきたがその指導は厚生省、内務省の指導によるものであつた。昭和十一年に厚生省が「児童相談所」の設置を指導し、各都府県に「児童相談所」を設置することを指示した。昭和十三年に厚生省が「児童相談所」の設置を指導し、各都府県に「児童相談所」を設置することを指示した。

戦時中児童の特殊学校には次のものがある。
大阪市立南小児童院 大阪市東區南區
又、戦時中児童の特殊学校には次のものがある。
大阪市立南小児童院 大阪市東區南區

戦時中児童の特殊学校には次のものがある。
大阪市立南小児童院 大阪市東區南區

戦時中児童の特殊学校には次のものがある。
大阪市立南小児童院 大阪市東區南區

戦時中児童の特殊学校には次のものがある。
大阪市立南小児童院 大阪市東區南區

費するところ大なるを以て従來の方針に一步を進めて全面的に國民學校児童の栄養を改善し、體位の向上を期するという趣旨により、昭和十五年度から文部省訓令「學校給食奨励規程」を制定し、國庫補助を道府縣に出すことになった。こうして學校給食施設が漸次普及し最近では全校児童を対象とする教育施設と考えられるに至つた。然るに決戦非常措置として決戦下において昭和十九年四月から大都市の國民學校全児童に學校給食を行うことになったが、文部省の計畫に他の關係官廳が少調を合わさぬため實施上困難が加はつた。

終戦後連合軍最高司令部では、戰爭中の英國の學童給食の實績に鑑み、文部省の學童給食實施に援助を與えた。フウツア食糧使節團は日本の栄養品の資源を調査し、その計畫を實施する資料を提出した。G・H・Qの公衆保健福祉部がこの計畫を實施した。現在日本には一、三〇〇萬人の小學生と五〇〇萬人の中學生がいるが三〇〇萬人の學童に昭和二十一年及び二十二年度給食を實施することになった。このため厚生省より蛋白質分五千トン、農林省より新鮮野菜五千トン、連合軍より一萬五千トンの食糧が出され、大藏省よりは一學童四五グラムの鹽を放出した。晝食の副食物だけの給食の費用は二圓を父兄からとつているが、文部省、厚生省は生活困窮者の學童には「生活保護法」により支出されることになった。これによつて學校給食の實施される學校内では無差別に公平に實施されること

となつた。

八、児童虐待防止

戦時、戦後を通じて子供の監護を懈怠し、幼少年を虐待し、或いは児童を遺棄放任する等の児童虐待行為が増加の傾向にある。政府は昭和八年四月、児童虐待防止法を制定公布しこれにより保護する児童の範囲は十四歳未満のものであつたが、近き将来には児童福祉立法により年齢も十八歳程度まであげられるであろう。昭和二十一年四月には同法による救護人員は一五六名であつたが、五月には一八〇名となり六月には一八八名となつている。尙この施設は三カ所である。

九、育兒院

育兒院はもと孤兒を收容養育したもので、岡山孤兒院がそのはじまりであるように傳えられているが明確ではない。又貧兒と孤兒とを共に救済收容するものは、秋田感恩講の如きが文政十一年に開設せられた。現在の育兒院は救護法の實施以來、不具兒、及び精神薄弱兒棄子等も收容し得ることとなり、その收容児童は種々である。身體不自由兒や精神薄弱兒は別個の施設を收容すべきもので、育兒院に收容するべき児童とならなければならぬ。戦時後は津浪兒の收容にこれらの施設は相當收容人員を増加した。津浪兒の收容専門の施設を除いた育兒施設は全國で一四六となつている。

十、精神薄弱兒

米軍最高司令部昭和二十年十一月三日の發表によれば精神薄弱児童の取扱改善に關して、日本の醫學者達は米軍當局と自發的に協力し研究を進めている。戦時中日本人は精神薄弱兒が戦時獲得のため何等の貢献もしたかつたとの理由で、その取扱問題を輕視した。

現在においても日本全國で、これらの児童のための施設は十カ所に過ぎない。併しこれらの児童の数は極めて多い。

精神薄弱兒收容施設

所在	施設名	收容定員
東京	瀧乃川學園	一〇〇人
	小金井學園	二〇〇
千葉	八幡學園	五〇

茨城	築波學園	三〇人
大阪	桃花塾	五〇〃
	島村塾	三〇〃
京都	白川學園	四〇〃
滋賀	近江學園	五〇〃
山梨	藤倉學園	二〇〇〃
廣島	六方學園	三〇〃

計 十施設

精神薄弱兒は知、情、意の全精神作用の發達が停止又は遲滯し、成人となつても通常人の域に達せぬ兒童であるが、全國の該當兒童數は大約七十五萬と推定せられている。

十一 戦災浮浪兒

全國主要都市における戦災浮浪兒はいずれも多少にかゝらず種々の問題を生んでいる。東京都においては終戦後上野界限における浮浪者の群に人々の關心が向けられ始めた。然しながら戦災浮浪兒

は戦時中においても上野公園に群をなしていた。昭和二十年九月二十五日警視廳と上野、谷中兩警察署員及び都が協力し、一齊に浮浪者狩を行った結果、三百二十八名の浮浪者を擧げた。その中で五十六名の少年と九名の少女が發見され、直ちに三報會その他民間社会事業施設を收容したが、これらの浮浪兒は直ちにもとの場所へ逃げ歸つた。

十月上旬には浮浪兒が列車に乗つて東北線、上越線、信越線と神出鬼没し、乗客の慈悲心と同情心を狙つて、お膳や白い飯米をむさぼり喰つていた。これらの者の中には旅客の荷物を盗む悪質のものも混つていた。

十月に入り上野の浮浪兒は増加の一途をたどつていたが、復員者佐々木氏によりこれらの一群が上野から下谷の國民學校へ一時移され、共同生活を始めることとなり、毛布を入手し寒さに向う頃に温かい手をさしのべたが、翌二十一年三月下旬に至つて、次第にこれらの浮浪兒は浮浪性を發揮し、再び上野驛方面に現われた。社会事業施設への收容は極めて困難で、逃走するものが多く、全國の施設ではこの處置に困りぬいている。浮浪兒の問題は國內の食糧難と相俟つて非常に大きな問題となつている。尙これらの兒童は殆ど不良化している。

昭和二十一年四月十五日厚生省社会局長より各地方長官宛に發せられた浮浪兒其他兒童保護等の

應急措置実施についての通牒の内容は次の如きものである。

- (一) 浮浪児の徘徊する虞ある場所を児童保護関係の各種職員委員が随時巡察し、浮浪児等を発見し保護を実施すること
- (二) 「児童保護相談所」を必要な場所に設けること
- (三) 都道府県児童保護主管課に「児童保護相談所」を設け前記相談所等と連絡すること
- (四) 浮浪児は臺帳に記入して保護指導すること
- (五) 犯罪の容疑なき浮浪児の留置をせぬことと共に容疑者も年少者は他の容疑者と區別し處遇上特に配慮すること
- (六) 児童保護施設における必要物資の整備並びに施設の擴張及び増設に努めること
- (七) 施設の收容余力等は管内地方事務所、市区町村、児童保護相談所等に連絡して置くこと
- (八) 施設の傳染病預防の配慮、必要物資の斡旋、職員の資質向上、公私施設の視察を行うこと
- (九) 養老院には可及的児童を收容せぬこと、收容した場合も老者と區分すること
- (十) 都道府県に児童保護委員会を置くこと、その委員には児童保護其の他社会事業主管官吏、學校長其の他教育関係者、警察事務及び少年保護司、少年救護隊長、及び養老院長、養老官、少年救護隊長

員、方面委員(民生委員)其他社会事業に熱意を有する者、醫師、児童保護施設の責任者、其の他児童保護に熱意と能力とを有する者を以て組織し、保護指導及び児童保護の根本施策の研究實施に當らしめること。尙この浮浪児の取扱いについては四月十二日警保局防發甲第二二號の通牒で警察関係にも徹底している。

厚生省では都道府県から浮浪児保護状況調を毎月調査し、翌月十五日迄に報告するように指示している。即ち熱意に依つて積極的に事に當ればこの問題は解決すると見ている。次に昭和二十一年四月、五月の浮浪児數を見ると次の如くである。

月	當月中浮浪児總數		當月中保護その他減耗數		差引月末浮浪児數	
	男	女	男	女	男	女
四月	二、〇三一	六二七	二、六五八	八五六	三〇〇	一、一五六
	(三九〇)	(一一四)	(五一四)	(一五〇)	(五四)	(二四〇)
五月	二、一三六	四九六	二、六三二	一、一四〇	二二二	一、三五二
	(三一四)	(九一)	(四〇五)	(二三八)	(四八)	(二八六)
六月	二、六六一	五二二	三、一八三	一、〇七一	一七三	一、二四四
	(五六〇)	(八九)	(六四九)	(二五〇)	(三八)	(二八八)
						(三二〇)
						(五一)
						(三六一)

七月	二、四九六	五八四	三、〇八〇	一、二五二	二六二	一、五一四	一、二四四	三二二	一、五六六
	(四九四)	(八八)	(五八二)	(二五八)	(三八)	(二九六)	(三三六)	(五〇〇)	(二八六)
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				四、三一九	九四七	五、二六六			
				(八九六)	(一七)	(一〇七四)			

註 (括弧内の数は既往において保護されたことのある浮浪児を示す)

尙浮浪児保護收容施設は二十一年三月末で九三カ所ある。

日本の浮浪児等の收容施設に指導的助言を與える意味で、昭和廿二年五月來朝したフラナガン神父は、約二カ月間日本各地を巡回して兒童保護施設を視察した。「日本の育兒施設は宗教々育を忘れており、子供に神を拒絶させている。」と、日曜日のない施設に收容されている日本の子供に、同情していた。

又日本の施設は未分化で、收容兒童が鑑別されていない點は大きな缺陷であると見られている。この點からも、今後さらに専門的な社会事業施設が建設せられねばならない。

十二 戦災孤兒

全國大中市の大部分が空襲被害を受けたため、相當数の戦災孤兒が現れた。

東京都においては昭和二十年三月十日の大空襲後の十一日に至つて罹災地から現れた戦災迷子は極めて多く、一應板橋の東京都養育院に三十一名が收容救護された。二回に亘つて東京發行の全新聞紙上に迷子收容廣告が載せられ、心當りの向は至急來院せられ處しと氏名、年齢、住所、家庭の状況等大體分명한點を記載したが、これを動機に再會したものもあつたが兩親に別れた戦災孤兒も現れた。これらは栃木縣鹽原町の分院に疎開收容された。本所、深川、城東の各區の災害によつてこの區内の集團學童疎開者中にも相當の戦災孤兒が現れたため、これらの國民學校長の間にその育英機關の設立運動が重要な問題となつて考えられた。他方、番町國民學校の宮内與三郎氏、文部省教學練成官草場弘氏等の「戦災孤兒救濟運動」は猛運動を開始し、これに呼應して王子第三國民學校金子訓導らの教育義勇隊も欣然参加を申出た。又六月五日には宮内校長のもとに「基金の一部」にと金一萬圓を寄附した女性があつた。

宮城縣に集團疎開した淺草區富士國民學校一校だけでも六十六名の戦災孤兒が現れた。これらの孤兒を従來の社会事業施設たる育兒院へ收容することを國民學校側としては極力避け、國家の手で大規模な「國兒院」を設立して收容すべきだと提案したが、豫算の關係で計畫のみに終つた。五月に至つて東京都疎開學童援護會では世田ヶ谷區瀨田町身延山關東別院を活用し、援護學寮を開設、疎開學寮

に入つてゐるうちに保護者を失ひ、又は在京中無縁故となつた學童に對し、母親代りの保護を行うこととなつた。六月末には濟生會において厚生省、戦災援護會が文部省及び都の關係官と對策を練り次の案を決定した。

- (一) 親戚の引受手のある孤兒はその親戚に渡すこと
- (二) 適當なる良家を選び養子として孤兒の育英を頼むこと
- (三) その他の孤兒は國家の機關で育成すること

七月に至つて戦災援護會は學齡以下の乳幼兒の戦災孤兒に對しては東京都杉並區西荻窪に「子供の家」を設立し收容保護を開始した。又東京都支部でも直營の施設を計畫した。

全国的には戦災援護會において、公立その他全國に施設を有するものに對しては本部がこれを委託し、地方的なものには地方支部が委託して戦災孤兒施設とした。即ち東京都養育院、聖心愛子會、香掛學莊、浴風會の四施設を先づ委託經營とし收容保護を開始した。

戦災援護會理事長池田秀雄氏等の國兒院設立の希望等が起り、國家の温い愛の手を差し伸べ、成人して獨立する迄永久的保護を加ふべしといふ意見も出て來たが結局厚生省において、これらの孤兒の保護育成は地方長官の責任において保護の徹底を期せしめ、關係市町村毎に、必要に應じ兒童養護費

員會を設置し、その委員には宗教家、教育家等が當り、國庫はこれに少くとも最低一人一圓六十圓の補助を與へることとなつた。保護方法は次の如くである。

- (一) 個人家庭への保護委託
- (二) 養子縁組の斡旋
- (三) 集團收容保護
- (四) 教育には各種育英機關により學費補給を行うこと

なお戦災孤兒の概數は二、八三七名で學童二、四〇〇名、乳幼兒四三七名である。主なるものは東京都一、一六九名、廣島縣五八三名、新潟縣四六五名等となつてゐる。

東京都の戦災孤兒一、一六九名中八二四名は既に親戚其他により引取られ、三四五名は十月に入り左の通り各疎開學寮に一時收容された。

府中東光寮	北多摩郡府中町	本所區の六九名
久留米學園	同郡久留米村	深川區の百廿名
福生寺	南多摩郡境村	淺草區の卅九名及び小石川區の二名
金剛寺	同郡七生村	城東區の六二名及び江戸川區の二名

大泉寺 同郡忠生村

其の他の各區五一名

國際平和協會における孤兒收容所は十一月三日信州輕井澤で進駐軍慰安バザーを開催し、五千六百圓の純益金を得て、これを基金に高崎市希望館に設立された。たまく、輕井澤に行啓中の 皇太后陛下からも金一封の基金を御下賜あらせられた。尙このため十一月十日第二回バザーを開催し、その純益はこの施設設立の基金とした。

埼玉縣においては昭和二十年十月前埼玉商會組合従業員野口重治氏の提唱により寄居町に設立された愛交社はその後加藤りう、原田照近、吉田正一、吉田金一の諸氏の眞剣な準備を完了し「愛育園」として設立された。これらの設立者は復員軍人等を主とし資金確保には勤勞を以てし、女子は手藝品の加工、文房具、化粧品類の賣店經營等より得ている。

其の他廣島縣においては廣島縣佐伯郡五日市町に廣島戰災兒育成所を個人經營で設立し、相當の成績を擧げている。

日本佛教護仰會では昭和二十年十二月五日から九日迄の五日間に飢餓同胸救濟街頭運動を行い五萬圓の救恤金を得て、これを東京都内の戰災孤兒に贈つた。

然しながら他面社会事業施設を收容された戰災孤兒の中には食糧難のため栄養失調に陥つてい

るものもある。

東京都養育院安房分院にいる五歳より十六歳までの戰災孤兒一四〇名につき矢崎館山保健所長の調査結果によると次の如き状態が現われている。

栄養状態 甲三、 乙二〇、 丙六一、 丁五六、

歩行困難 二一、 ひくみ 四、 不活動 四七、

表情なし 四四、 無表情 四、

疾病トラホーム 九〇、 疥癬 七九、

必要量の給食代は最低一人一〇五圓を要するものが現在の豫算によると一食三六錢以上出せないことになつているので栄養失調は當然といわねばならない。

次に引揚者孤兒の問題であるが、終戦直後鹿兒島縣ではグバオ及びミンダオ島方面よりの孤兒六十名を伊敷村日東平の仁風寮に收容し保婦八名をつけて親代りの養育を行つた。又廣島市宇品町には同様にグバオよりの引揚者孤兒を收容した一時收容所が出来た。その他に全國各地に引揚者の孤兒を收容する施設が新設されているが、栄養失調で歸つてくるこれらの乳幼兒の死亡率も亦非常に大きい。まだ繪本、玩具等の入手難にこれらの施設の保婦は困つている。

昭和三十一年十二月十日現在の全国の引揚養育院收容施設及び收容中の孤児数を見ると次の通りである。

官公立	三八カ所
私立	二二二カ所（内二一は恩賜財團同胞護国會直營）
計	二六八カ所

收容實數

男	三、一二七人
女	一、七八七人
男女不詳	二、七〇一人
計	七、六一五人

最も施設の多い所は東京都四六で、愛知十七、大阪、北海道十四、神奈川十三等である。收容實數は大阪一、一二二人、東京七九二人、愛知四六六人、福岡四五七人、神奈川四一四人、北海道、岡山の三九三人、広島三五九人等である。これは收容されたものばかりの數であるから浮浪中のものは含まれていない。これらを推計すると約一萬人のオーファンがいるものと見られている。海外引揚が終了

するまでにはこの數はさらに増加するものと思われる。

十三 少年の救護と保護

戦時中から漸増の傾向にあつた青少年の犯罪は、終戦後軍需工場の解體、軍人復員などの大量青少年の街頭氾濫とともに激化の一途を辿り犯罪の性質も社會問題として極めて重視すべきものが多くなつた。その傾向としては學童、中等學校生徒によるものゝ増加、親の教唆による食糧品の窃盜、集團犯罪の擡頭、強盜犯の増加、進駐軍物資倉庫への侵入、野荒し、浮浪青少年の置引、振拂、拘捕、兇器を持つて街頭を徘徊し偽刑事、刺殺、恐喝、傷害、鬭争を行うものゝ増加、少女の密淫賣等である。これらの原因について警視廳では次の項目を擧げている。

- 一、買出しその他閑生活に逐われ家庭の監督不行届きと、親の行爲から學ぶ惡弊、學校教育が十分な軌道に乗っていないこと
- 二、戦後の國民學校が多數戦災を受け、焼け残つたものも學級合併等せざるして授業を行つてゐるものが多く、先生も學童も共に新しく馴染がない上に、學童相互間も疎閑等によつて氣持ちが食いちがつてゐること

學友を賣つていた。二月被擧される迄に一萬二千圓の額に達する物品を盗んでいた。

(二) 豊島区雑司ヶ谷附近で大川一男(一一)、土井勇(一二)、高木健(一三) 假名の三人が親分となり、大人の話から泥棒ごつこをはじめ、夕方薄暗くなると取り込むのを忘れた洗濯物を片つばしからかすめ、山分けをして持ち歸つていた。

(三) 浅草区小島町の某(一三) は某國民學校の倉庫に侵入、公共用貯藏物資の罐詰、乾パン等數個ずつを窃盜し、八回に亙り二〇六罐一五袋を自宅へ運んだ。

(四) 浦和市常盤町近藤博(一八) 高木充(一五) 等假名四名は九月、十月の二ヵ月間に衣類七八點九千六百圓、携帶食其他百四十萬圓に及ぶ壊荒しを働いていた。

少年のこの様な不良な傾向は一般國民の道義の頹廢と相俟つて、今や救い難いものとなつた。こゝにも大きな問題が解決されずに残されているのである。

これらの事實は東京都に限らず、全国各地に見られる現象であつて、院外教護の完備は當然考えられねばならないものといわれている。

青少年犯罪者數 (内務省警保局調)

	二十才未満	十四才未満
昭和十六年	五二、七〇九	一〇、一九八
十七年	六六、五八八	一〇、六八三
十八年	六一、五一二	九、八四二
十九年	七五、七二六	一一、九八二

昭和二十年においては十八才未満の犯罪件數は五七、五九四件となつている。

少年教護院は現在六五あり、その他に教護施設が二二カ所ある。收容されている少年は三、四二九名で、内少年教護院には三、二八一名しか收容されていない。教護施設の著るしい不足を痛感する現況である。院外教護の任に當る少年教護委員は一一七、六五一人となつてゐる。

又少年法には毎月約三、七〇〇名程度の少年が保護されている。満十四歳以上満十八才までの少年は少年審判所で審判され、各處分が行われ、少年院や保護施設や家庭や保護司に保護されている。

昭和十九年における保護處分の少年は二九、四三三名で男二六、九三六人、女二、四九七人、昭和二十年には一八、一三三名で男一六、七四一人、女一、三九二人である。

少年審判所は東京、大阪、名古屋、福岡、広島、仙臺、札幌、静岡、長野、京都、高松、金澤、松江、熊本、秋田の十五カ所にある。それらの審判所の取扱事件を昭和二十年度において、東京、大阪

名古屋、広島、福岡、仙臺、札幌の合計を見ると舊受五、六三〇、新受三一、六六五、保護處分一八、一三三でその内譯は訓誡八八一、學校長訓誡一、書面誓約一、九九一、條件付保護者引渡四、九六五、保護團體その他委託五、五九三、保護司觀察二、九二六、教護院送置三、矯正院送置一、七七三となつている。又審判不開始は三一四件他審判所に移送三一四件、檢事送致なし、未済九二六八となつている。少年保護相談所は昭和二十一年度において全國で九一であるが、戦災で休止のもの二四であつて、現在数は六七となつている、又矯正院は大正十二年一月、多摩少年院及び浪速少年院が設置されて後、昭和九年瀬戸、同十三年福岡、同十六年広島、同十七年仙臺、及び北海道、同二十一年四國の八カ所が設置されている。その取扱人員は昭和十九年度末現在合計六五一人、昭和二十年度末七三一人、昭和二十一年度末八五五人と年々増加している。

第九節 勞働保護事業

一 失業問題

終戦後の失業問題は極めて重大なものがあつて、昭和二十一年四月の内地人の十三才以上六十一才迄の男女の失業者は顯在失業者二五五萬五千人、潜在失業者二一八萬六千人、合計四七四萬一千人で、

今後の増加を見ると昭和二十二年内には次の如き失業者の推定總數が出るものとされている。

人口調査による失業者

二、五五五、〇〇〇人

同上以後發生を推定される失業者

一、六一〇、〇〇〇人

潜在失業者中本年内に顯在化すると思はれる失業者數

一、四三三、〇〇〇人

合計

五、五九八、〇〇〇人

これらの失業者に對する失業保險制度はなお考究の域を脱していない。現在は大々公共職業安定所が全國各地にあつて、就職の斡旋を行い、その他授産施設が内職の指導を行つている。失業者は今後戦後の賠償により工場の閉鎖により生ずる失業者群や、デフレーションによる解職等により、益々増加するものと思はれる。

二 社會保險

我が國の社會保險には健康保險、政府職員共済組合、官業共済組合、國民健康保險、勞働者災害扶助責任保險、厚生年金保險、船員保險の七種がある。次にそれらの概況を知るために一覽表を掲げて見よう。

月設立され、協議研究、講習會の開催、保健施設奨助成、國保功勞者表彰、厚生省指定國保組合助成、趣旨普及宣傳等を行つて來たが、昭和二十二年度には醫藥品、衛生材料の斡旋並びに巡回映畫、巡回演藝の斡旋實施等の新規事業を行う方針を持つてゐる。

厚生年金保險は昭和二十一年度末現在、事業所は九四、七八七で被保險者は四、六二二、九三〇人である。内譯は一般被保險者四、四一四、五三四人、坑内夫二〇八、三九六人である。而してその平均標準報酬月額は一八八圓四七錢、坑内夫は一五圓六二錢で、平均八九圓五二錢である。又保險給付の件数は昭和二十年度において四七一、八五四件、その金額五四、八一三、六一六圓六二錢となつてゐる。年金保險の被保險者に對する福祉施設として財團法人年金保險厚生團が昭和十九年秋に創設せられ、整形外科療養所が四カ所經營されてゐる。これらの各療養所より生産陣に復帰し得た者は千數百人に及び、今日迄の總收容人員は約三千人に上つてゐる。即ち湯河原八五名、玉造七五名、登別三〇名、別府一〇〇名の收容定員がある。別府の療養所は昭和二十一年十二月都合により閉鎖された。

三 労働基準法

建前以來、労働組合法と労働関係調整法の制定により我が國の労働法制は漸次整備されてきた。これらは労働條件の決定を公正ならしめるための方法を規定するもので、労働條件の實體を規定する法律は制定されていなかつた。工場法、商店法、労働者災害扶助法、工業労働者最低年齢法等の從來の労働保護法は、特定の労働者を対象として特定の事項について、断片的に労働條件の内容を規定しており、そのねらいは女子及び年少者の保護或いは産業災害の犠牲者に對する生活の扶助といふことが目的であつて、全面的に労働條件の基準を定めることを目的とした法律ではなかつた。新憲法第二十七條第二項には「賃金、就業時間、休息其の他の勤勞條件に關する基準は法律でこれを定める」と規定されているが、これによつて制定されたものが本法である。これは労働者が精神的にも肉體的にも健康な生活をなし得る最低限度を確保することを直接の目的としてゐる法律で、その終極の目的は、わが國が平和を愛し民主主義を指導原理とする國として生れ代ることに存するのであるから、人格主義、民主主義、平等主義、自由主義、文化主義等の諸原理が含まれて居る。労働基準法には労働條件について契約自由の原則を修正し、國家が基準を決定するのであるから、「労働條件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充すべきもの」たることを第一條に規定して、以下に労働基準的な規定を設けてゐる。これによつて労働關係に殘存する封建的遺制の一端が出來て、國際水準まで、

我が國の勞働が高められたわけである。本法は特に社会事業家に關係の深い法律であり、又その内容にも女子及び年少者の保護や災害補償の問題が含まれているので、充分に研究せねばならない。

第十節 海外よりの援助

一 ララ救援 (Licensed Agencies for Relief in Asia)

アジア救援團は海外奉仕篤志團體アメリカ協議會によつて設立されたもので、そのアメリカのメンバーは次の十三團體である。

- (一)アメリカン・フレンズ・サーヴィス・コムミツテイ
- (二)教會世界奉仕團
- (三)全國カトリック福祉團
- (四)米國救世軍
- (五)男子キリスト教青年會
- (六)女子キリスト教青年會
- (七)アメリカ労働總同盟
- (八)産業別組合會議
- (九)兄弟奉仕委員會
- (十)女子少年團
- (十一)ユニテリアン奉仕委員會
- (十二)ルーテル奉仕委員會
- (十三)クリスチャン・サイエンス奉仕委員會

この海外奉仕篤志團體アメリカ協議會の目的は戰災國民の救援や再建計畫を最も有效に行うため、必要な助言や、協力方法を得るための手段を供することにある。「ララ」の目的はアメリカの人々の厚意を現すもので、その時に希望するところは、その分配が必ず必要性を基礎とし、厚生省の行う救

護と関連を保ち、これを補うもので、決してこれに代るものではない。又その物資の分配に當つて受ける人々の國籍、宗教、政黨、政派というものには關係がない。

その救援物資は食糧、衣料、藥品等で、食料には粉ミルク、穀類、脱水野菜、完全食の如きがあり、その必要品をアメリカに報知して考慮を促すことになつてゐる。

分配は扶養者のない乳幼児、兒童、戰災者、引揚者を保護する公私の社会事業施設收容者及び其の他承認された社会福祉計畫を考慮して行われる。

分配はララ代表のフレンドサーピスのミス・ローツ、メリール會のフアイザー・マキロツプをはじめ、教會世界奉仕團のミスター・バット、關東、關西の社会事業家、厚生省關係者等から成るララ救援物資中央委員會があつて、G・H・Q・第八軍の關係官を顧問とし、種々な調査や視察の後、受領困難其の他必要なことを決定する。それらの物資の輸送、整備に關しては、運輸省、内務省、農林省當局が協力している。

二 衣料食糧等の放出許可

戰爭中の日本軍の保有していた衣料品や食糧を政府が管理保存しているが、その放出の許可は連合

軍當局によつて興えられるものである。特に生活困窮者はこれらの放出物資によつて、最低の生活が保護されるのである。我が國における食糧の敷度に亘る危機も、連合軍の好意による放出物資により、漸く切り抜けることが出来た。引揚者、戦災者等はこの援助によつて生活をおびやかされることなく暮して来たのである。大都市における運配、缺配に対する輸入食糧備蓄等の放出許可は、開賣や轉賣の嚴重な監視が行われた。

又乳児に對しては生後十二カ月迄のものに對し、最少限一日三合のミルクと一月六〇〇グラムの砂糖が昭和二十二年二、三月に確保された。このため米國製罐詰ミルク六十四萬六千キログラムと砂糖二萬四百七キログラムが放出された。これには母親は市區役所指定の醫師によつて身體検査を受けた上、正當な配給機關にその身體検査の結果を報告しなければならぬ。米國製ミルク及び砂糖は、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、岡山、廣島、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島等の十四都府縣に割當てられた。

學童の給食に對する栄養品や食糧にも多くの米國の援助が行なわれている。

三 米國赤十字社國際事業部の活動

一九四五年十一月連合國最高司令部は日本赤十字社再建のために米國赤十字社の援助と助言を要請した。この再建目標は戦時運営から、民主的な赤十字業務を實施するようにその機構と綱領を改正するにあつたので、新たに米國赤十字社日本地區の組織が設けられ、業務と綱領の改正に多くの助言が日本赤十字社に對して興えられた。而してこれには米國赤十字社が米國民衆の奉仕綱領を新たに規定された當時の経験がよく生かされ、日本赤十字社再建に非常に役立つた。現に米國赤十字社によつて編成される顧問部は有能な職員の下に次の様な多角的な活動を續けている。

- 一 災害豫防対策及び救助
- 二 青少年赤十字
- 三 看護業務
- 四 資金募集及び宣傳
- 五 地方支部機構
- 六 篤志奉仕

この外、次のような事項にも援助が興えられている。

- 一 醫療社會奉仕

- 二 水上救護
- 三 應急手當及び事故防止
- 四 福祉及び安否調査業務

四 G・H・Q 公衆衛生福祉局の活動

G・H・QにおいてはP・H・W関係の覺書を日本政府に發し、公衆衛生福祉に助言を與えてい
 る。即ち、それには天然痘の種痘に關し、全日本國民にこれを實施し、種痘の際の皮膚消毒用にアル
 コール又はフェノールを用いることはその溶液が強すぎ、種痘を殺すため、これを禁止しアセトン又
 は石鹼水を使用する様に指令した。その他メチール・アルコールその他の有毒物を含有する飲料の
 賣買、取引、蒸溜、所有に對して一萬圓以上二萬圓以下の罰金又は三年以上十五年以下の懲刑又は併
 科を以て處罰する特別な法令を設置するように指令した。D・D・Tの使用や調劑使用法の日本への
 公開、救済用貯蔵の全被服の配給、救済用貯蔵物資の配給、コレラ等の傳染病の日本侵入防止、等が
 行われた。これらの點で日本の救済醫學に與えられた同局の功績は偉大なるものがある。

6290

日本の社会事業

所
有
權

¥ 40.00

昭和22年7月25日印刷
 昭和22年8月5日發行

編纂 財團法人 日本社会事業協會
 社会事業研究所

發行者 日本社会事業協會 代表者 青木 秀夫

東京都千代田區神田三崎町2ノ12

印刷者 加藤 保

東京都千代田區三年町1ノ91

發行所 財團法人 日本社会事業協會
 會員番號 B114036

配給先

東京都千代田區
 神田淡路町2ノ9

日本出版配給株式会社

₹. 40.00